

第8章 帰宅困難者等対策

【基本方針】

大規模な震災が発生した場合、区内においても大きな混乱が生じることが想定される。一方、帰宅困難者による混乱が最も懸念される発災直後から3日間程度は、行政や救出救助機関等の「公助」の機能は、救出救助活動や人命救助活動等を最優先としてその資源を振り向けていく必要があり、さらに膨大な数の帰宅困難者に対応するには限界がある。また、大勢が一斉に動くことによる群集事故や、余震等による二次災害の危険性など、帰宅困難者自身の安全が脅かされる恐れがある。

このようなことから、「公助」に限らず民間事業者や学校などにおいては、「自助」「共助」が連携した総合的な取組が必要になる。例えば、従業員や児童・生徒等を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者自身の安全を確保しながら社会としての混乱を防止する必要がある。また、要配慮者を対象とする帰宅困難者の搬送についても、国や都を中心とした広域的な応援調整が必要となる。

そこで本章では、地震が発生した場合における帰宅困難者についての対策を示すとともに、行政機関だけではなく外出者、事業者、学校など社会全体で連携した取組を示しており、これらを進めることにより、駅周辺をはじめとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅の実現を目指す。

予防対策	
1 「東京都帰宅困難者対策条例」に基づく取組の周知徹底	
2 帰宅困難者への情報通信体制整備	
3 一時滞在施設の確保	
4 徒歩帰宅支援のための体制整備	
応急対策	
1 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応	1-1 情報収集と判断 1-2 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ 1-3 帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供
2 事業者等における帰宅困難者対策	
3 駅周辺での混乱防止	3-1 駅周辺の混乱防止 3-2 集客施設及び駅等における利用者保護
復旧対策	
1 徒歩帰宅者の代替輸送	1-1 鉄道運行情報等の提供 1-2 代替輸送手段の確保
2 徒歩帰宅者の支援	

【予防対策】

1 「東京都帰宅困難者対策条例」に基づく取組の周知徹底

担当	危機管理室／地域振興部／教育振興部／警察署／消防署／都総務局／都教育庁 ／都生活文化スポーツ局／区民／事業者／学校等／集客施設及び駅の事業者／ 東京商工会議所北支部／一般社団法人北産業連合会／北区商店街連合会
----	--

第1 「東京都帰宅困難者対策条例」に基づく取組の周知徹底

首都直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」「共助」「公助」による総合的な対応が不可欠である。帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制などの条例に基づく取組の内容を周知徹底する必要がある。

そこで、都及び区は、区民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例及び東京都帰宅困難者対策実施計画の内容について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。

東京都帰宅困難者対策条例の概要

- 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- 一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

第2 「北区帰宅困難者対策基本方針」の策定

区は、都が公布した「東京都帰宅困難者対策条例」を踏まえて、次のように「北区帰宅困難者対策基本方針」を定めるとともに、この方針に基づいて、各種対策を推進していく。

1. 区民、区内事業者向けの方針

(1) 備蓄の推進

区は、区内事業者に対して、従業員分に加えて10%程度余分に備蓄を行うよう促すとともに、各帰宅困難者対策を事業所防災計画に反映するよう求める。また、区民に対しては、家族の3日分の備蓄に加え、職場における個人備蓄を推奨する。

(2) 家族との連絡手段・発災後の行動を考えておくなどの事前準備の啓発

帰宅行動の端緒となるのは離れた場所にいる家族の安否確認がとれないことが主な原因であることから、あらかじめ家族内で安否確認方法や災害時の対応を話し合うことの必要性を周知する。

2. 徒歩帰宅者向けの方針

(1) 帰宅支援対象道路の指定及び滞留者等への案内・広報

徒歩帰宅者の安全を確保するために、都で指定する帰宅支援対象道路以外に、区で帰宅支援対象道路を指定するとともに、駅前滞留者、徒歩帰宅者等に一時滞在施設等で帰宅手法等の案内及び広報を行う。

(2) 徒歩帰宅者への案内・広報

帰宅支援対象道路沿道の災害時帰宅支援ステーション等の活用、デジタルサイネージ（電子看板）やインターネット等通信媒体を使った情報提供ツールを整備することで、徒歩帰宅を支援する。

第3 事業者における施設内待機計画の策定

1. 従業員等の施設内待機に係る計画の作成

(1) 事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会でとりまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、従業員等の施設内待機に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画及び事業継続計画（BCP）に反映させておく。

(2) 他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組みへの参加等についても可能な範囲において計画に明記する。

(3) テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、企業等はビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

(4) 事業者は、冊子等（電子媒体も含む。）により、施設内待機計画に係る計画を従業員等に周知する。

(5) 事業者は、都からの防災情報等を活用するために、事業所防災リーダーへの登録を行う。

2. 備蓄の推進

(1) 事業者は、「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」の一斉帰宅抑制のための従業員等の備蓄の考え方を踏まえ、従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するために必要な水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく。

※「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」より

一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について【資料編p613参照】

(2) 備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮する。

(3) 高層ビルに所在する企業等は、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する。また、配布場所の軽減や従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておく方法も検討する。

(4) 発災後3日間は、救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。このことから、備蓄量の目安は3日分となる。

ただし、震災の影響の長期化に備え、3日分以上の備蓄についても検討していく。

- (5) 事業者は、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく。

3. 施設の安全確保に向けた取り組みの実施

- (1) 事業者は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。
- (2) 災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。また、停電時の対応も含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておく。
- (3) 高層ビルでは、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

4. 発災時における従業員等との連絡手段・手順の検討

- (1) 事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する。

ア 外出する従業員等の所在確認

- (ア) 従業員等は、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行うことなどにより、発災時に企業等が、従業員等の所在を把握できるような対応に努める。
- (イ) 被災した場所から会社もしくは自宅の距離に応じて従業員等が取るべき対応を検討しておくことが望ましい。

イ 安否確認手段

安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、複数の手段を使うことが望ましい。

- (ア) 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの
(例) 災害用伝言ダイヤル171
 - (イ) 固定及び携帯電話のデータ通信ネットワークを利用するもの
(例) 災害用伝言板、web171、SNS、IP電話、専用線の確保 等
- (2) 事業者は、従業員等に対し家族等との安否確認の訓練を行うように努める。
(例) 毎月1日・15日は、NTTの安否確認サービスの体験利用が可能であることを、社内報等を活用し従業員へ周知する。

5. 施設内待機等に係る訓練の実施

事業者は、地震を想定して自衛消防訓練等を定期的の実施する。あわせて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行うとともに、施設内待機等に係る計画等に反映させる。

6. 関係団体との連携

- (1) 東京商工会議所北支部、一般社団法人北産業連合会、北区商店街連合会等は、ポスター・パンフレット等の配布や企業備蓄の啓発、**事業所防災リーダーの普及啓**

発などを行う。また、都や区、地域と連携し、団体及び会員企業向け対策を実施する。

- (2) 地域住民と関係団体会員企業との連携・協力について、会員企業に対し、啓発を行うとともに、関係団体において連携協力体制を整備する。

第4 駅前滞留者対策協議会の設置

- (1) 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で取りまとめた「駅前滞留者対策ガイドライン」を参考に、駅周辺等に多くの滞留者が発生した場合に備え、都、鉄道事業者及び区は、ともに連携し、所轄の警察署・消防署、駅周辺事業者等を構成員とする「駅前滞留者対策協議会」を設置し、災害時の各機関の役割や地域の行動ルール等を定める。

駅前滞留者対策協議会の主な所掌事項

- 滞留者の誘導方法と役割分担
- 誘導場所の選定
- 誘導計画、マニュアルの策定
- 駅前滞留者対策訓練の実施

- (2) 駅前滞留者対策協議会では、首都直下地震等発生時の駅周辺の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定する。基本となる「地域の行動ルール」は以下のとおりである。

地域の行動ルール

- 組織は組織で対応する（自助）
地域内の事業者、施設、学校等は、自らの所属する組織単位ごとに、従業員、来所者、学生等に対する取組みを行う。
- 地域が連携して対応する（共助）
駅前滞留者対策協議会が中心となり、地域の事業者等が連携し取組みを行う。
- 公的機関は地域をサポートする（公助）
区が中心となって、都、国と連携・協力して、地域の対応を支援する。

- (3) 区は、平成25(2013)年度に赤羽駅前滞留者対策協議会、平成26(2014)年度に王子駅前滞留者対策協議会、平成27(2015)年度に田端駅前滞留者対策協議会を設置した。

区は、各協議会と連携し、地域の行動ルールの策定に取り組むとともに、駅から徒歩圏内にある学校や公共施設を滞留者の一時的な受入場所として指定し、食料や飲料などの支援物資を供給する支援体制の構築を行っていく。

- (4) 駅前滞留者対策協議会では、平時より参加団体の役割分担を定め、現地本部を中心とした連絡体制を構築する必要がある。図上訓練や情報連絡訓練などで検証し、地域の行動ルールに反映させる。

- (5) 電話の輻輳や停電等の影響を受けない衛星携帯電話、無線機など、参加団体間の情報共有のための連絡体制を計画的に整備する。
- (6) 駅前滞留者対策協議会が所在する駅周辺の地域特性を踏まえ、現地本部又は情報提供ステーションの大型の掲示板（情報共有ボード）や防災行政無線に加え、大型ビジョンやエリアメール、SNS、スマートフォンのアプリなどを積極的に活用する。あらかじめ、情報収集や駅前滞留者への情報提供について、駅前滞留者対策協議会で参加団体の役割分担や手順を決めておく。また、エリア単位での活動が活発な地域を中心に、都が開発する帰宅困難者対策オペレーションシステムとの連携等も検討していく。
- (7) 駅前滞留者対策協議会は、平時より区市町村が行う一時滞在施設の確保に協力する。
- (8) 災害時における避難経路等の安全点検等を平時から実施し、地域の防災力を高めるよう取り組むことが重要である。例えば、都と区市町村は、都内の大規模ターミナル駅周辺など、多くの帰宅困難者が発生すると想定される地域については、重点的に施策を行っていくことも検討する。この際、駅前滞留者対策協議会と連携し、地域内の一定規模の施設に対し、地元区市町村と一時滞在施設の協定を結ぶよう働きかけるとともに、地域への来訪者に、自助の取組を促すよう普及啓発していく。
- (9) 都は、広域的な立場から、各地域に共通する課題の検討や地域相互間の情報交換等を行うため、都内区市町村及び駅前滞留者対策協議会等が参加する東京都帰宅困難者対策フォーラムを開催する。

第5 集客施設及び駅等の利用者保護

1. 利用者の保護に係る計画の作成

- (1) 事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会でとりまとめた「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画及び事業継続計画（BCP）に反映させておく。
- (2) 他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組みへの参加等についても、可能な範囲で計画に明記する。
- (3) テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合、事業者はビルの施設管理者や他の事業者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。
- (4) 冊子等により、利用者保護に係る計画を従業員等に周知し、理解の促進を図る。
- (5) 利用者保護に係る計画を必要な箇所に配備するなどして、発災直後から利用できるような**体制**の整備に努める。

2. 発災直後の利用者の案内手順等の検討

- (1) 事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。
この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等）通学の小中学生や急

病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。

ア 要配慮者、通学の小中学生への対応

事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資（例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等）を検討してあらかじめ備えておく。また、可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるように配慮する。

イ 外国人への対応

誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応や、外国人でも分かりやすいピクトグラム・「やさしい日本語」の活用を検討する。

3. 施設の安全確保に向けた取り組みの実施

- (1) 事業者は、日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努める。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。
- (2) 事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場など、自治体等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認するなど、状況に応じた施設の安全確保に努める。具体的な対象施設として、駅及び駅に接続する自治体管理の自由通路などが考えられる。
- (3) 事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。その際、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストもあらかじめ計画しておく。

4. 備蓄の推進

各事業者は、一時滞在施設の開設が遅れることも視野に入れ、施設の特性や実情に応じて、当該施設において利用者の保護に必要な水や毛布等を備えておく。

5. 利用者保護に係る訓練の実施

- (1) 各事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を通じて、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。そして、訓練の結果を必ず検証し、計画等に反映させる。
- (2) 停電や通信手段の断絶など、発災時の様々な状況を想定した利用者への情報提供に関する訓練を行うことが望ましい。

第6 学校等における児童・生徒等の安全確保

- (1) 区教育委員会及び学校管理者は、東京都帰宅困難者対策条例に規定する児童・生徒等の安全確保の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずる。
- (2) 学校等は、学校防災マニュアル等に基づくとともに、学校防災計画において、保護者等との連絡体制を平時より整備し、発災時には、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を講ずる。

第7 帰宅困難者対策訓練の実施

- (1) 首都直下地震により多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などが連携し、混乱の防止や安全確保に努めるために必要な措置を講じる。
- (2) 都や近隣自治体と連携を図ることにより、一斉帰宅抑制、安否確認、一時滞在施設の開設・誘導、要配慮者の特別搬送、帰宅支援など帰宅困難者が発生した際に必要となる訓練を合同で実施する。

第8 区民における準備

外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保や安否確認方法の事前共有、待機または避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他必要な準備をする。特に携帯電話やスマートフォンの充電用ケーブルや予備バッテリー等の準備もしておくことが望ましい。

平常時	徒歩帰宅に必要な装備等の準備	鉄道途絶に備え、水・食料や装備等の準備を図っておく
	家族との連絡手段の確保	災害用伝言ダイヤル（171）や遠くの親戚など、災害時の連絡先をあらかじめ家族で決めておく
	徒歩帰宅経路の確認	徒歩帰宅の場合の帰宅経路を確認し、できれば実際に歩いてみる
災害時	状況の確認	慌てずラジオ等で状況を把握し、それから行動する
	無理な行動はしない	家族等の安否が確認できた場合、無理に帰宅しない

2 帰宅困難者への情報通信体制整備

担当	危機管理室／警察署／都総務局／通信事業者
----	----------------------

- (1) 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会でとりまとめた「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン（本章では以下、「情報提供ガイドライン」という。）」を基に、国・都・区・事業者等は取組を進めていく。
- (2) 都及び区は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。また、都は、都民向け防災ブックやWeb広告等、利用可能なあらゆる手段で災害時の安否確認方法について周知啓発を行う。
- (3) 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等を活用し、各種情報提供を行う。
- (4) 通信事業者は、あらかじめ行政機関や報道機関と連携協力して、事業者及び帰宅困難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。
また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用伝言サービスの普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用実験を実施する。

- (5) 警察署は、適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資機材を整備しておく。

3 一時滞在施設の確保及び運営の支援

担当	危機管理室／地域振興部／都総務局／都都市整備局／事業者団体／事業者／鉄道事業者／集客施設及び駅の事業者／学校／一時滞在施設となる施設
----	--

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多い。そのため、このような帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設（一時滞在施設）を確保する。

また、発災時に迅速な施設の開設につながるよう、一時滞在施設の運営のための支援を継続的に行う。

- (1) 都は、所管する施設で受入れが可能なものを一時滞在施設として指定し、都民・事業者に周知する（都立施設に約9万人確保）。

※「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」（H27.2改定）より

一時滞在施設の考え方【資料編p614参照】

- (2) 区は、都の指定する一時滞在施設とあわせ、北区の区立施設として、北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館を一時滞在施設として指定し、区民等に周知するとともに、事業者に対して協力を要請する。

また、十条駅西口地区第一種市街地再開発事業により整備される施設建築物内に、帰宅困難者の受け入れを行う一時滞在施設を確保する。

- (3) 区は、13の地元事業者との間で、「災害時における施設利用の協力に関する協定」を締結した。事業者は、区の要請等に応じてあらかじめ定めた協定内容及び区が作成する「一時滞在施設運営マニュアル」に基づき、一時滞在施設の開設・運営を行う。

- (4) 都は、広域的な立場から、国、区、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を求める。特に、多数の帰宅困難者の発生が見込まれる主要ターミナル駅周辺を中心に、大規模な施設を有する団体等への働き掛けを強化するなどの取組を進めていく。国が所有・管理する施設については、区又は都からの要請を受け、又は自主的に国が一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れる。

- (5) 都は、都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の確保に向けた環境の整備を促進するとともに、開発に係る事業者等を対象に一時滞在施設についての周知啓発を積極的に展開する。このほか、事業所防災リーダーを活用しながら一時滞在施設への理解促進を図り、中小企業等も含め幅広く民間事業者へ協力を求めていく。

- (6) 事業者や学校等は、区や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入れ可能な場合は、区と協定を締結する。事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。

第2部 施策ごとの具体的計画
第8章 帰宅困難者等対策【予防対策】

- (7) 一時滞在施設として確保した**公立**施設の名称や所在地等は、原則として公表する。民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、地域における施設への誘導方法などと整合性を図ることにより開示する。あわせて行政機関や駅前滞留者対策協議会等の防災関係機関において情報共有する。
- (8) 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」を踏まえ、都が策定した「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」に基づき、都立の一時滞在施設は、災害時に帰宅困難者を受け入れるための体制を整備する。
- (9) 要配慮者等への対応を図るため、一時滞在施設の待機スペースの一部を要配慮者への優先スペースとすることや、外国人にも分かりやすいピクトグラム等の活用、「やさしい日本語」、英語、中国語等の誘導案内板等による対応を検討するなど受け入れのための態勢を整備する。
- (10) 一時滞在施設の確保・運営に当たっての行政の支援策は以下のとおりである。

ア 一時滞在施設に関する普及啓発

都及び区は、区民等に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発に努める。また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力するとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についてもあわせて普及啓発に努める。

イ 防災関係機関への周知

都及び区は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。

ウ 一時滞在施設の運営に係る費用等の考え方の整理

国と都は、運営に係る費用（備蓄品等の消耗器材費等）について、国庫補填の対象となる災害救助法の考え方（適用可能性や費用負担）を明確にできるよう努める。

エ 民間一時滞在施設の確保に関する支援策

民間施設の協力を得るために、国、都、区は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討する。都は、地域の実情に応じて、民間の一時滞在施設**に対する帰宅困難者向け備蓄品購入費用の補助や防災備蓄倉庫への固定資産税等の減免をはじめとする様々な支援策を実施する。**

※「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」(H27.2改定)より

一時滞在施設の運営【資料編p616参照】

4 帰宅支援のための**体制整備**

担当	危機管理室／東京都／国／通信事業者／事業者／学校
----	--------------------------

- (1) 都は、混乱収拾後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築する。
- (2) 区、都及び国は、鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法・ルールの事前策定について区民・事業者に周知する。

- (3) 区は、都と連携し、帰宅困難者等への情報提供体制を整備して区民や事業者等に周知する。
- (4) 区は、災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、区民や事業者等に周知する。
- (5) 区は、徒歩帰宅者が円滑に区内を通過し帰宅できるよう、区内帰宅支援対象道路を指定している。

第1 混乱収拾後の帰宅方法の周知

- (1) 都は、国と共同で運営する、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等から成る「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」等において、鉄道等公共交通機関が復旧した場合に帰宅者が駅に集中することを避けるなど、混乱収拾後の適切な帰宅方法・ルールのあり方を検討し、事業所防災リーダーも活用しながら、都民・事業者等に周知していく。
- (2) 都は、事業所防災リーダーへの情報発信や、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じた都内滞留者への情報発信を通じて、徒歩帰宅者の安全な帰宅を支援する。
- (3) 事業者は、帰宅抑制ののち、混乱が収拾してから従業員等が安全に帰宅できるよう、以下の事例を参考に、事前に帰宅のためのルールを設定しておく。

ア 帰宅時間が集中しないための対応

日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。

イ 帰宅状況の把握

従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。

また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

第2 帰宅支援対象道路

- (1) 都は、帰宅支援対象道路として指定した路線について都民へ周知を図る。
- (2) 区は、都が指定した帰宅支援対象道路（3路線）沿道を中心に、災害時帰宅支援ステーション等を活用し、水、トイレの確保を図る。
- (3) 帰宅支援対象道路の沿道においては、徒歩帰宅者向けのデジタルサイネージ（電子看板）や案内地図を配置し、活用する。

※ 帰宅支援対象道路

徒歩帰宅者に対する支援を効率的に行うための、都県境を越えた徒歩帰宅ルート

第3 災害時帰宅支援ステーションによる支援

災害時帰宅支援ステーション

災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、都立学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、飲料水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

- (1) 都は、全都立学校（島しょを除く。）を災害時帰宅支援ステーションに指定し、指定された都立学校への連絡手段を確保する。また、沿道の民間施設等と協定を締結して災害時帰宅支援ステーションの拡大を図る。
- (2) 都は、災害時帰宅支援ステーションにおける帰宅支援が円滑に行われるよう、運営に関するガイドラインを事業者配布する。
- (3) 都は、災害時帰宅支援ステーションを確保するため、九都縣市と連携し、新たな事業者と協定を締結するとともに、災害時帰宅支援ステーションの円滑な運営のため、研修や意見交換などの普及啓発事業を実施する。また、機能充実のための検討を実施する。
- (4) 都は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、関係団体の理解と協力を得て、ステッカーの統一やのぼりの設置を検討する。
- (5) 区は、区内でのみ営業する事業者と協定を締結する等、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。また、区は、帰宅支援の対象道路等の沿道において帰宅支援を行う体制を整備する。
- (6) 事業者は、災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発するとともに、自治体と協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営する。

第4 徒歩帰宅訓練の実施

- (1) 区等の行政機関、通信・交通事業者、事業者、学校等は、連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーションの開設や企業等の帰宅ルールの検証など、徒歩帰宅支援の充実を図る。
- (2) 徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に徒歩帰宅することにより、家までの経路、途中の支援施設などを把握し、運動靴や携帯可能な食品など、徒歩帰宅に必要な備品を認識し、備蓄等の契機とするよう行う。
- (3) 訓練実施に当たっては、「むやみに移動を開始しないこと」という前提の下、発災後4日目以降という想定を訓練参加者に周知させるなど、工夫が必要である。

【応急対策】

1 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応

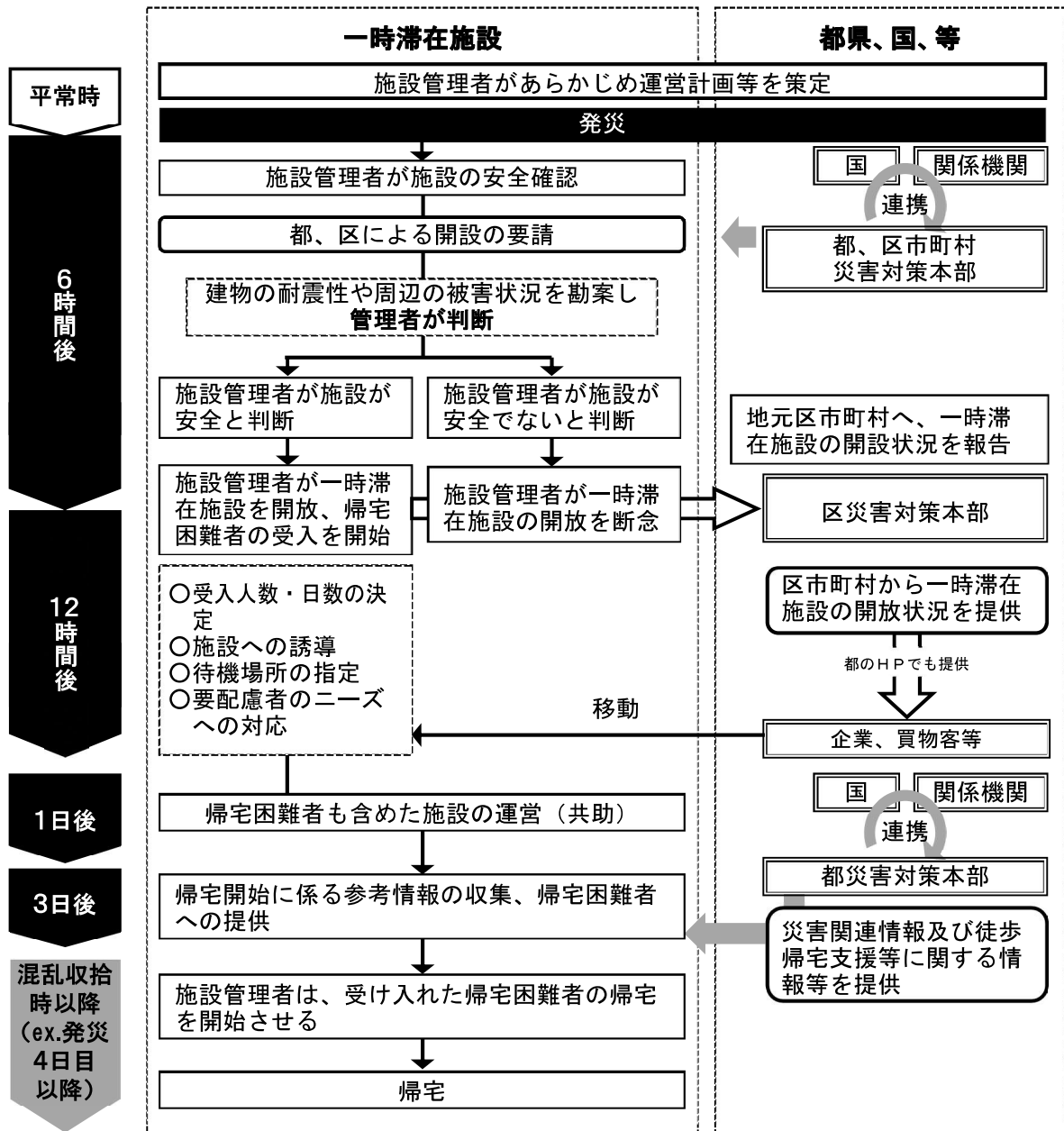
1-1 情報収集と判断

担当	(災対)本部／(災対)地域振興部／警察署／消防署／都総務局／通信事業者／報道機関／事業者等
----	---

- (1) 都は、都災対本部内に、帰宅困難者対策部門を設置し、帰宅困難者対策の対応をする。
- (2) 都及び区は、発災直後から、都内の滞留者に対し報道機関やSNS等を活用するなどしてなるべく迅速に安全確保のための行動を呼びかける。
- (3) 都及び区は、都内滞留者の一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の可否等を判断するため、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、適宜DIS等で共有する。また、都が開発中の帰宅困難者対策オペレーションシステムについても、都本部において利用可能な機能を順次活用し、GPS情報に基づく混雑状況やSNS投稿情報に基づく被害状況等を収集し、対応する。
- (4) 公共交通機関の運行状況については、帰宅困難者の動向に大きな影響を与えるため、国や都、区市町村や交通事業者が連携して情報を共有し、都内滞留者へ適切に発信する。

1-2 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入

担当 (災対) 本部 / (災対) 地域振興部 / 都総務局 / 一時滞在施設となる施設



災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

一時滞在施設運営のフロー

都や国の対策等の情報の流れ

一時滞在施設開設等の情報の流れ

- (1) 都災対本部（帰宅困難者対策部門）は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、都立一時滞在施設へ直接開設要請を行う。また、区に対し、所管の民間一時滞在施設へ開設要請するよう、呼びかける。
- (2) 区は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、協定を締結した民間一時滞在施設など、所管の施設に対し開設要請を行う。
- (3) 施設の開設要請後は、施設管理者もしくは区が、都のDISもしくは帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を適宜報告する。
- (4) 区及び都は、一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞り者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施する。
- (5) 施設管理者は、発災時の区及び国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や防災関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。
なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げるものではない。
また、施設管理者は、当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合においては、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。
- (6) 災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、概ね以下のとおりとなる。
 - ア 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後から概ね6時間後まで）
 - (ア) 従業員の安否確認
 - (イ) 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
 - (ウ) 施設内の受入スペースや女性優先スペース、立入禁止区域の設定
 - (エ) 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備
 - (オ) 施設利用案内の掲示等
 - (カ) 電話、特設公衆電話、FAX、Wi-Fi等の通信手段の確保
 - (キ) 区等への一時滞在施設の開設報告
 - イ 帰宅困難者の受入れ等（概ね12時間後まで）
 - (ア) 帰宅困難者の受入開始
 - (イ) 簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動
 - (ウ) 計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給
 - (エ) し尿処理・ごみ処理のルール確立
 - (オ) テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者へ伝達
 - (カ) 受入可能人数を超過した場合の区等への報告
 - ウ 運営態勢の強化等（概ね1日後から3日後まで）
 - (ア) 受入者も含めた施設の運営
 - (イ) 公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供
 - エ 一時滞在施設の閉設（概ね4日後以降）
 - (ア) 一時滞在施設閉設の判断
 - (イ) 帰宅支援情報の提供による受入者の帰宅誘導

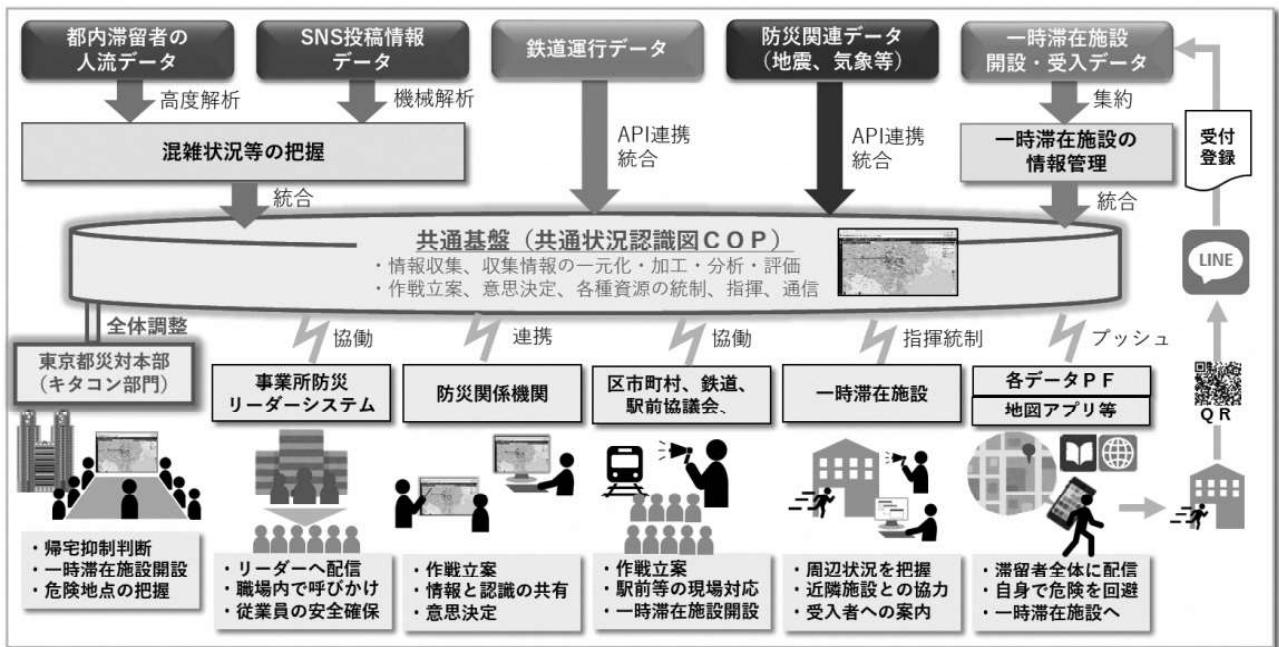
第2部 施策ごとの具体的計画
第8章 帰宅困難者等対策【応急対策】

(7) 区は、各駅前滞留者対策協議会と連携し、一時滞在施設の運営の流れ及び運営に必要な様式等を定めた一時滞在施設運営マニュアルを作成し、又は更新する。

1-3 帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供

担当	(災対) 本部 / (災対) 地域振興部 / 警察署 / 消防署 / 都総務局 / 通信事業者 / 報道機関 / 事業者等
----	---

- (1) 都や区は、帰宅困難者や一時滞在施設、事業所等に対し、ホームページ・SNS・デジタルサイネージなど様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。適宜、報道機関とも連携して取り組む。
- (2) 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムの整備を行い、順次利用可能な機能を実際に活用していく。令和6年度末までに、都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を把握する機能について実装し、適宜帰宅困難者や一時滞在施設に提供・共有できるよう開発を進める。情報提供に当たっては、民間の地図アプリや報道機関とも連携するなど幅広い提供方法を検討する。
- (3) 都は、事業所防災リーダーシステムにより、事業所ごとのマイページに対し、適宜災害情報・鉄道運行情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。また、発災時の行動などについての事業所からの問合せに対し、本システムを活用し、チャットボットで対応する。

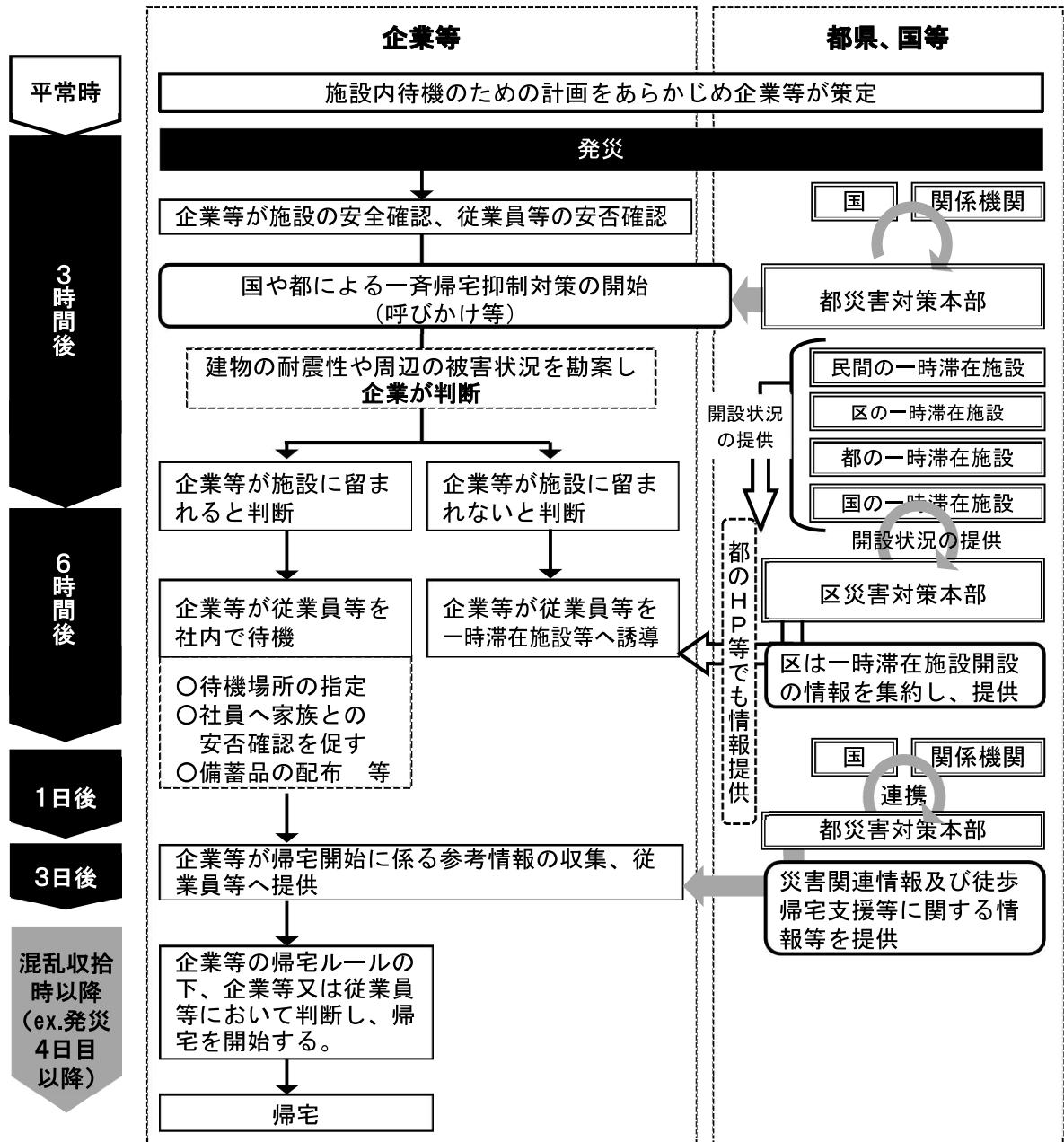


【帰宅困難者対策オペレーションシステムの全体概要】 (完成イメージ)

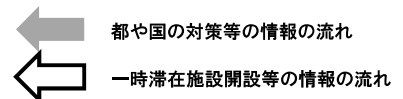
2 事業者等における帰宅困難者対策

担当 (災対) 本部／事業者／学校等／都総務局／国

東京都帰宅困難者対策条例に基づき、発災時には、帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、企業等における施設内待機等の対応が必要である。また、学校・保育所等における幼児・児童・生徒等の保護や一斉帰宅抑制についても対応が必要であり、その対策について定める。



災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。



一斉帰宅抑制のフロー

1. 事業所防災リーダーの活用

- (1) 都は、事業所防災リーダーに登録されたメールアドレスやLINEアカウントに対して、発災時に様々な災害情報や防災行動のお願いなどを発信する。
- (2) 各事業所防災リーダーは、都からの発信情報を参考に、一斉帰宅の抑制など事業所内で適切な災害対策を実施する。

2. 事業者による従業員等の施設内待機

- (1) 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。
- (2) 区及び国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。なお、各事業者の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。
- (3) 来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。

3. 施設内に待機できない場合の対応

建物や周辺が安全でない場合、事業者は、行政機関からの一時滞在施設や避難場所等の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。なお、誘導先は地域の事情によるものとする。

また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

4. 防災活動への参加

事業者は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。

5. 情報提供態勢の確保

事業者は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。そのため、国、都、区は、あらかじめ報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。

都は、事業所防災リーダーシステム、帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、事業所へ適宜災害情報を発信していく。

6. 学校等の対応

学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。

【事業所防災リーダーを通じた東京都からの情報発信の例】（イメージ）

想定シーン	事業所防災リーダーへの呼びかけ（イメージ）
1 電車が止まる程度の地震 【朝（出勤前後）】	<p>○月○日●時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。この地震の影響により、鉄道をはじめ公共交通機関の運行に中止や遅延が生じています。今後も余震等の恐れがあることに加え、出勤者等による混雑が大きくなると大変危険です。また医療やライフラインなど、エッセンシャルワーカーの円滑な出勤を優先していく必要があります。</p> <p>各企業におかれては、従業員等の安全を確保するため、適宜出勤の制限やすでに出勤した方の事業所内での保護等を、適切に実施していただきますようお願いいたします。</p> <p>その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。</p>
2 電車が止まる程度の地震 【日中（勤務時間中）】	<p>○月○日●時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。この地震の影響により、鉄道をはじめ公共交通機関の運行に中止や遅延が生じています。今後の地震情報や運行情報にご注意ください。余震等の恐れがあることに加え、徒歩帰宅による混雑が大きくなると大変危険です。</p> <p>各企業におかれては、従業員の安否を確認し、安全な帰宅ができるよう情報収集等に努めてください。従業員が安全に帰宅できない可能性がある場合は、事業所内に留まることもご検討ください。</p> <p>その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。</p>
3 電車が止まる程度の地震 【夜間（勤務時間外）】	<p>○月○日●時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。この地震の影響により、鉄道をはじめ公共交通機関の運行に中止や遅延が生じています。今後の地震情報や運行情報にご注意ください。余震等の恐れがあることに加え、徒歩帰宅による混雑が大きくなると大変危険です。</p> <p>各企業におかれては、従業員が安全に帰宅できない可能性がある場合は、事業所内に留まることもご検討ください。</p> <p>その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。</p>
4 首都直下地震クラス 【朝（出勤前後）】	<p>○月○日●時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。</p> <p>各企業におかれては、従業員及び建物・周囲の安全を確認したうえで、出勤している従業員を待機させてください。適宜災害時用伝言サービス等で家族の安全を確認したうえ、帰宅は控えるよう呼びかけてください。</p> <p>まだ出勤していない従業員に対しては、身の安全を確保することを最優先とし、出勤の抑制等と呼びかけてください。業務継続のための活動は、従業員の安全が確保された状況で実施しましょう。</p> <p>その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。</p>
5 首都直下地震クラス 【日中（勤務時間中）】	<p>○月○日●時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。</p> <p>各企業におかれては、従業員及び建物・周囲の安全を確認したうえで、出勤している従業員を待機させてください。適宜災害時用伝言サービス等で家族の安全を確認したうえ、帰宅は控えるよう呼びかけてください。</p> <p>業務継続のための活動は、従業員の安全が確保された状況で実施しましょう。</p> <p>その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。</p>
6 首都直下地震クラス 【夜間（勤務時間外）】	<p>○月○日●時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。</p> <p>各企業におかれては、従業員及び建物・周囲の安全を確認したうえで、事業所内の従業員を待機させてください。適宜災害時用伝言サービス等で家族の安全を確認したうえ、帰宅は控えるよう呼びかけてください。</p> <p>業務継続のための活動は、従業員の安全が確保された状況で実施しましょう。</p> <p>その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。</p>

3 駅周辺での混乱防止

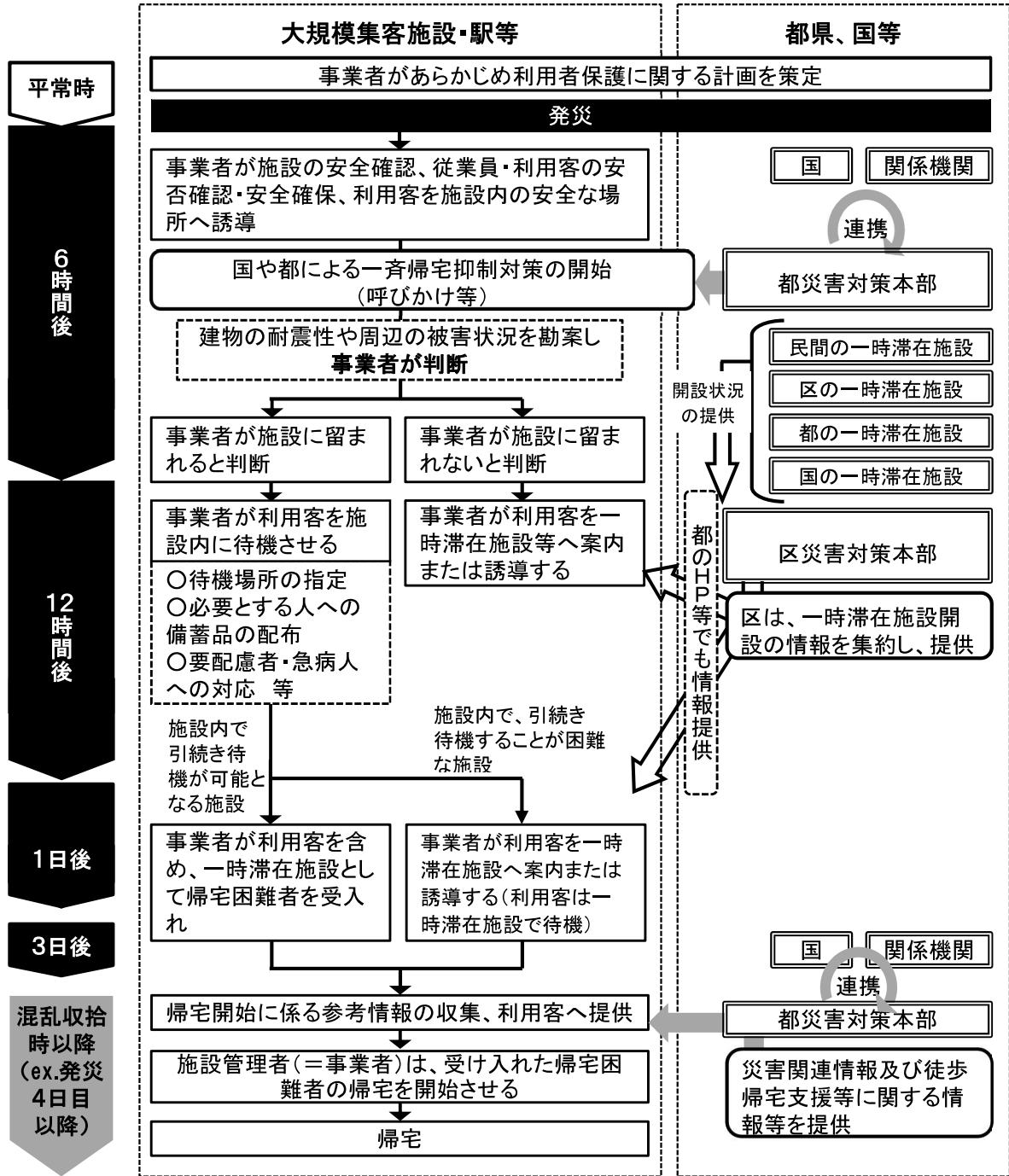
3-1 駅周辺の混乱防止

担当	(災対) 本部／(災対) 地域振興部／警察署／消防署／都総務局／通信事業者／報道機関／事業者等
----	---

- (1) 発災時、公共交通機関が運行停止し、特にターミナル駅やその周辺は多くの人が滞留し混乱等が発生することが想定されるが、行政の「公助」には限界があり、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図る。
- (2) 都は、帰宅困難者に対し、区や報道機関等と連携して、一時滞在施設の開設状況等について情報を提供する。
- (3) 区は、駅周辺の滞留者の誘導先を確保する。
- (4) 区は、滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導を行う。
- (5) 消防署は、区に対して、災害情報の提供と駅周辺の二次災害防止に係る支援を行う。

3-2 集客施設及び駅等における利用者保護

担当	(災対) 本部 / (災対) 地域振興部 / 集客施設及び駅等の事業者 / 鉄道事業者 / 都総務局 / 国
----	--



災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

都や国の対策等の情報の流れ

一時滞在施設開設等の情報の流れ

大規模集客施設・駅等での利用者保護フロー

第1 集客施設及び駅等の事業者

1. 施設の安全性の確認

(1) 施設の安全の確認

事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。

(2) 施設の周囲の安全の確認

区及び国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受け、行政機関や防災関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全を確認する。

(3) 利用者の保護

安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。

2. 一時滞在施設への誘導等

(1) 事業者等による案内又は誘導

保護した利用者については、区や防災関係機関との連携の下、事業者等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とする。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合

災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、各事業者は、区や防災関係機関と連携し、施設の特長や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受け入れる一時滞在施設となることも想定する。

さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受入れについても検討する。

(3) 帰宅困難者対策オペレーションシステムによる施設情報の提供

都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を迅速に集約・発信し、帰宅困難者等が利用可能な施設を把握・移動できるよう、開発を進める。

3. 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応

建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、区や防災関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。

4. 要配慮者への対応

利用者保護に当たって、事業者は、区や防災関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者のニーズに対応する。

5. 利用者に対する情報提供

事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や防災関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。

例えば、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用するなど、施設の特長や状況に応じて多様な手段を用いることにより情報提供を行う。

第2 鉄道事業者

- (1) 駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供する。
- (2) 駅利用者に対し、列車や代替輸送などの運行情報を提供する。

第3 国、都及び区

あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築する。

都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じて帰宅困難者等へ情報発信するほか、駅前滞留者対策協議会等に対しても災害対応に必要な情報を適宜共有できるようなシステムを構築していく。

【復旧対策】

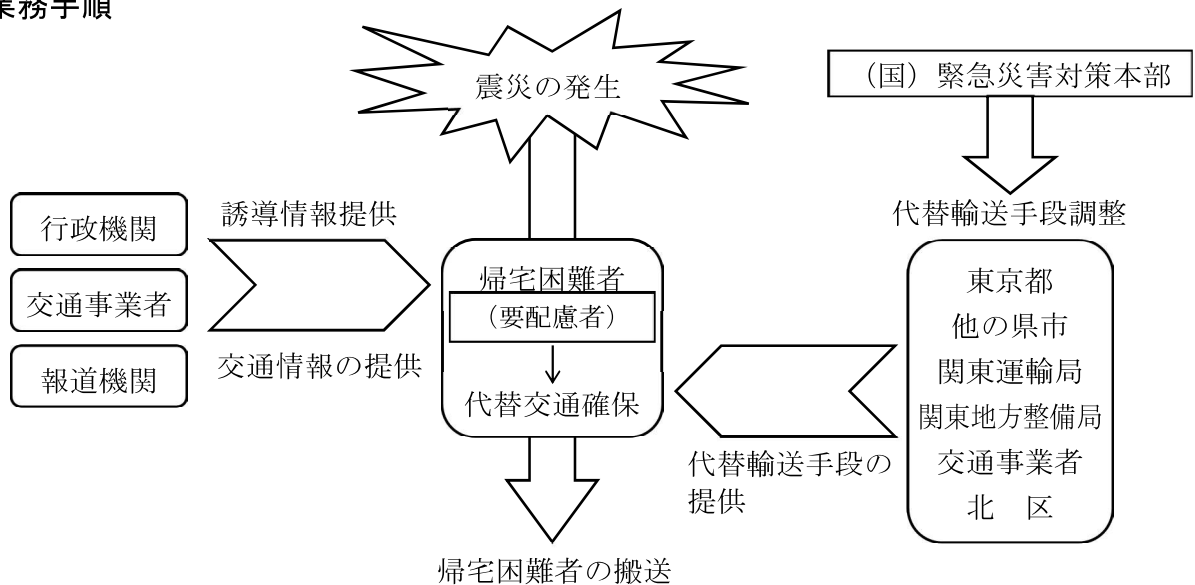
1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進

職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後概ね4日目以降、順次帰宅することを想定している。

一方、混乱が収拾し鉄道等の公共交通機関が復旧した際には、留まっていた帰宅困難者が駅などに集中し、再度混乱を生じるおそれがある。

こうした帰宅の集中を避けるため、関係機関や事業者が連携して情報を収集し、安全な帰宅が実現できるよう対応する必要がある。さらに混乱が収拾し帰宅が可能な状況になったとしても、特に長距離の徒歩帰宅が困難な要配慮者等に対しては、優先的に代替輸送機関による搬送が必要となる可能性がある。

業務手順



1-1 帰宅ルールの周知・運用

担当	(災対)本部／(災対)地域振興部／鉄道事業者／バス事業者／報道機関／都総務局／関東運輸局
----	--

- (1) 事業者は、従業員を帰宅させるに際しては、様々な災害関連情報を従業員に提供し、事前に策定した従業員の安全な帰宅のためのルールに基づき実施するよう留意する。特に事前にルールがない場合でも、集中して帰宅せず少しずつ分散させるなど呼びかけるようにする。
- (2) 事業所防災リーダーは、事業所防災リーダーシステムを通じて都から発信される情報等も参考に、帰宅方法を従業員等に周知する。

- (3) 都は、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、交通機関の運行情報や都内の混雑状況等を事業者や帰宅困難者等に発信する。その際、混雑が集中しないよう、分散して帰宅することなどを積極的に周知する。

1-2 鉄道運行情報等の提供

担当	(災対)本部／(災対)地域振興部／鉄道事業者／バス事業者／報道機関／都総務局／関東運輸局
----	--

- (1) 都は、国及び九都縣市等と連携し、災害時帰宅支援ステーションや代替輸送手段等の確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関や帰宅困難者ポータルサイト、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて事業者や都民等に提供する。
- (2) 区は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。
- (3) 関東運輸局は、所管区域の総合的な交通情報の集約・提供を行うとともに、代替交通手段の確保のため、代替交通の許可等を速やかに行う。
- (4) 鉄道事業者は、折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。国土交通省の「大阪北部地震における運転再開等に係る対応に関する連絡会議」の結果を踏まえ、「運転再開までの対応」や「利用者への情報提供」などについて検討し、見直しが必要な事項については、各事業者の防災計画を改訂するなどして対応する。
- (5) バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。
- (6) 報道機関は、行政機関や交通機関等からの情報について、区民・事業者に提供する。

1-3 代替輸送手段の確保

担当	(災対)本部／(災対)地域振興部／国／都総務局／都建設局／都港湾局／都交通局／関東地方整備局／関東運輸局／バス事業者／船舶事業者 等
----	--

- (1) 国の緊急災害対策本部（緊急災害現地災害対策本部）で、内閣府作成の「帰宅困難者等搬送マニュアル（仮称）」に基づき、搬送オペレーションに係る総合調整を行う。
- (2) 国や都は、バス・船舶による代替輸送手段を確保する。
- (3) バス事業者は、バスの運行に当たって、鉄道折り返し駅までの短距離区間のピストン輸送など、効率的な形態により実施する。

第2部 施策ごとの具体的計画
第8章 帰宅困難者等対策【復旧対策】

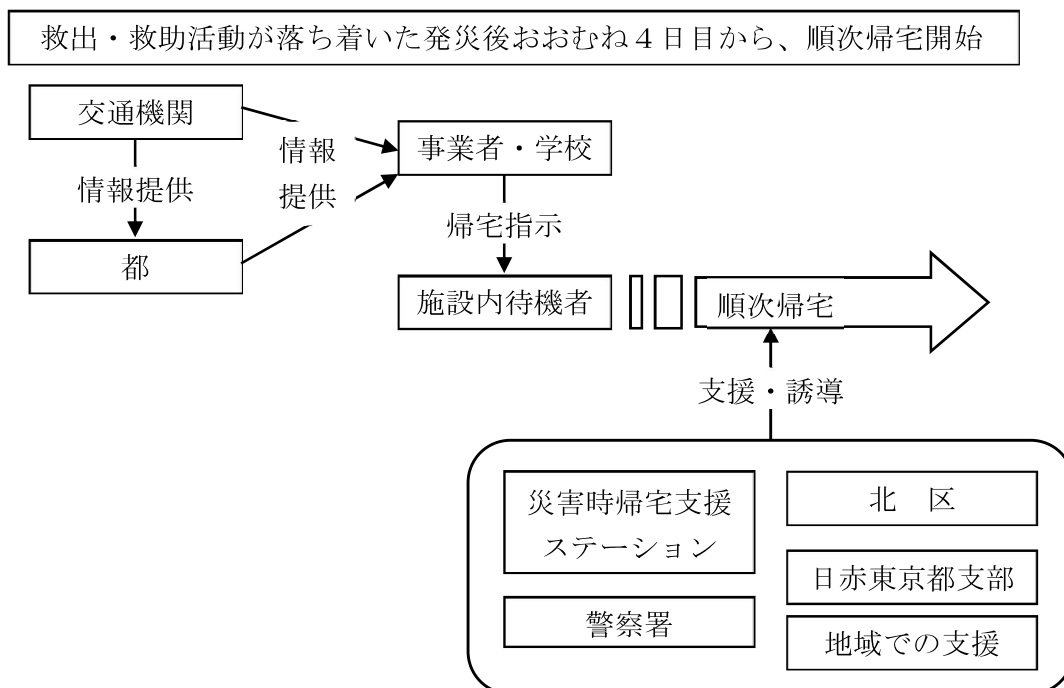
- (4) 調達できるバス・船舶には限りがあるため、代替輸送の利用者については、原則、要配慮者を優先する。
- (5) 区は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。
- (6) 関東運輸局は、代替交通手段の確保のため、代替交通の許可等を速やかに実施する。
- (7) 関東地方整備局は、船舶運行情報(利用可能な岸壁、海上経路、船舶情報等)の収集・提供を行う。
- (8) バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を区や都及び報道機関に提供するとともに、行政機関と連携して、バス等による代替輸送手段を確保する。
- (9) 船舶事業者は、行政機関と連携して、船舶等による代替輸送手段を確保する。

2 徒歩帰宅者の支援

担当	(災対) 本部 / (災対) 地域振興部 / 警察署 / 都総務局 / 日本郵便(株) / 事業者 / 学校 / 日本赤十字社
----	---

帰宅困難者が帰宅するにあたっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。このため、帰宅困難者等の秩序立った徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実させる。

業務手順



- (1) 都は、円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーション確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等についてガイドライン等により、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて事業者や都民等に提供する。
- (2) 都は、帰宅支援対象道路として指定した16路線を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト等を通じて事業者や都民等に提供する。
- (3) 区は、徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行う。
- (4) 警察署は、交通規制資機材を活用した誘導路の確保等を行うとともに、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。
- (5) 日赤東京都支部は、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等の提供を行う。
- (6) 日本郵便(株)は、郵便局において、各種災害情報の提供を行う。
- (7) 事業者・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び防災関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む。）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始する。その際、職場近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討する。
- (8) 事業者等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。

第9章 避難者対策

【基本方針】

区民の避難に備え、事前に避難場所や避難所を指定し、災害発生時の避難体制を整備する必要がある。また、首都直下地震等の大規模災害に備え、自治体の枠を越える避難先確保や広域避難も含めた的確な避難誘導のあり方についての検討も必要である。

本章では、避難者対策として、都と連携した避難場所の指定及び避難所の指定・安全化をはじめとする避難体制の整備に係る対策を示す。

予防対策	
1 避難体制の整備	1-1 基本的な避難行動
	1-2 避難所等の定義及び指定
2 要配慮者の避難等支援体制の整備	2-1 要配慮者の考え方
	2-2 避難行動要支援者への支援の考え方
	2-3 避難行動要支援者の避難行動支援
	2-4 福祉避難所等の定義及び指定
	2-5 福祉避難所の周知
3 避難所の管理運営態勢の整備等	3-1 避難所の開設・管理運営
	3-2 避難所における女性への配慮
	3-3 福祉避難所の（初期）運営態勢の強化
4 避難所等の耐震化及び安全対策の促進	4-1 避難所等の耐震化及び安全対策の促進
	4-2 避難所等の応急危険度判定のための態勢整備
5 車中泊	
応急対策	
1 避難誘導	
2 避難場所・避難所等の開設・管理運営	2-1 避難場所の開設・管理運営
	2-2 避難所等の開設
	2-3 避難所（区立小・中学校等）の運営
	2-4 福祉避難所の運営
3 動物救護	
4 ボランティアの受入れ	
5 被災者の他地区への移送	
6 避難所外の避難者への対応	

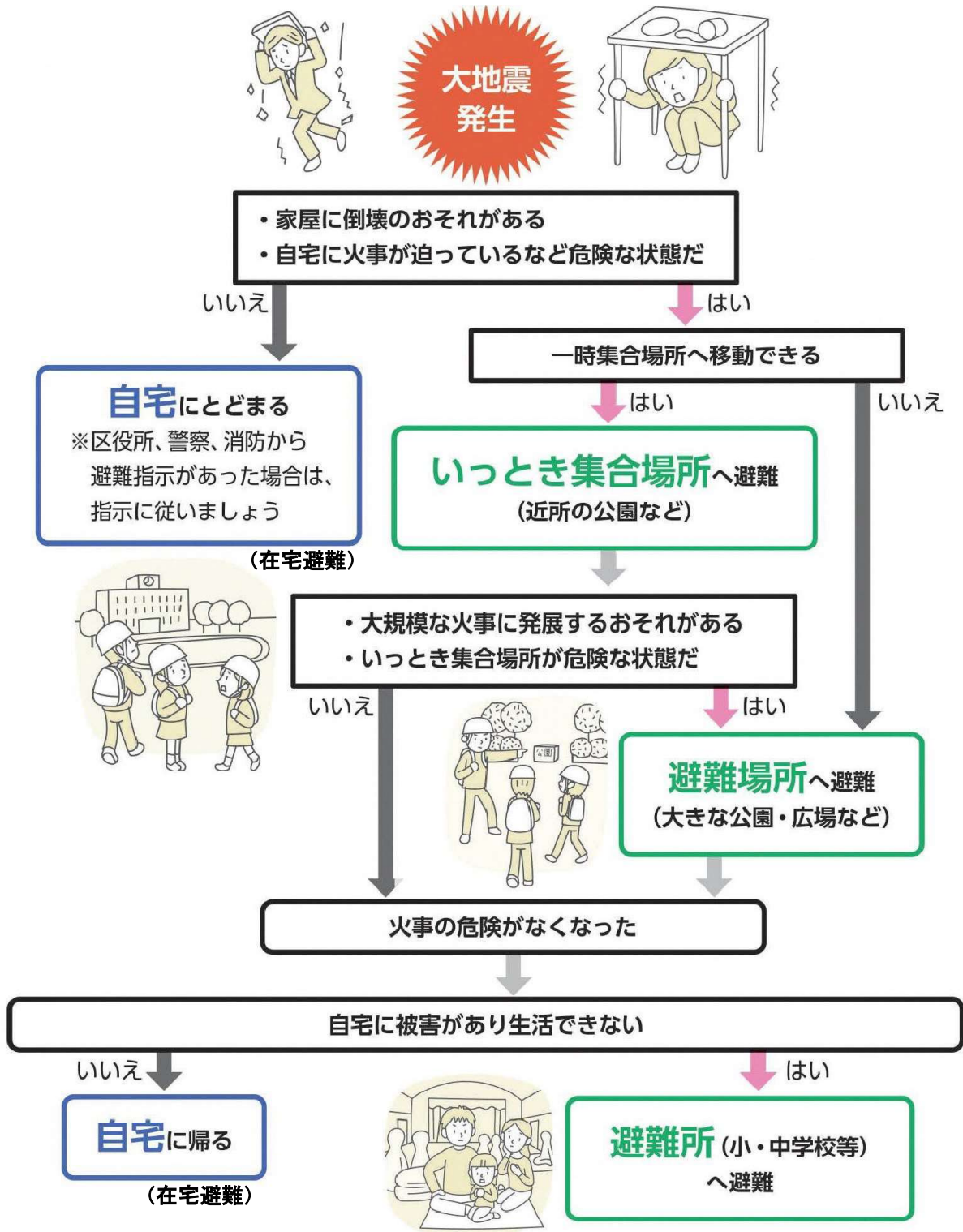
【予防対策】

1 避難体制の整備

1-1 基本的な避難行動

担当	危機管理室／福祉部
----	-----------

- (1) 区民等は、災害が発生したとき、原則として自主防災組織等の単位でいっとき集合場所に集まり、集団を形成して避難場所へ移動する「2段階避難」により避難を行う。
- ア 大地震発生後、地域で事前に定めた「いっとき集合場所」に集合する。
- イ いっとき集合場所では、近隣居住者の安否確認及び周辺の安全確認を行う。
この結果、周辺の安全等が確認できたときは、自宅等の安全を確認し、倒壊等の危険があれば避難所へ向かい、危険がなければ自宅等に戻る。
- ウ いっとき集合場所における周辺の安全確認の結果、火災等の危険があるときは、自主防災組織のリーダー等を中心とした集団を形成し、避難場所へ集団避難する。
- エ 避難場所では、集団移動者の安否確認及び周辺の安全確認を行う。
- オ 避難場所における周辺の安全確認の結果、危険がなくなったときは、自宅等の安全確認を実施し、倒壊等の危険があれば避難所へ向かい、危険がなければ自宅等に戻る。
- (2) 避難は、前記(1)の方法を原則とするが、地域の特性や災害の態様等により、この方法により難しいときは、状況に即した方法で避難を行うこととする。



基本的な避難行動のイメージ

※ 北区防災地図【資料編p619参照】

1-2 避難所等の定義及び指定

担当 危機管理室／福祉部／教育振興部／警察署／消防署／都福祉保健局

第1 避難所等の定義及び指定

区は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき、避難場所及び避難所を指定する。また、避難所の指定に当たっては、一般の避難所と福祉避難所を分けて指定する。

避難所等の分類及び位置づけは、次のとおりである。

分類	位置づけ
いっとき集合場所	<p>(1) 大地震発生後、火災が拡がり、危険が迫る可能性がある場合、近隣居住者の安否及び周辺の安全確認を行う一時的な集合場所を指す。火災が迫った場合は、自主防災組織のリーダー等を中心とした集団を形成し、避難場所へ集団避難する。</p> <p>(2) 区及び自主防災組織が、警察署及び消防署と事前に協議して、選定する。候補となる場所は、集合した人の安全がある程度確保される空間のある学校の校庭、神社・仏閣の境内、公園・緑地、団地の広場等とし、集合する人々の生活圏と結びついた場所を選定する。</p> <p>※ いっとき集合場所一覧表【資料編p621参照】</p>
避難場所	<p>(1) 火災が迫り、自宅、事業所、いっとき集合場所等にいることが危険な場合に避難する場所を指す。</p> <p>(2) 災害時に拡大する火災から身の安全を確保できる場所として、東京都震災対策条例により指定されており、避難計画人口に対して、避難場所内の建物などを除き、震災時に拡大する火災による輻射熱の影響を考慮して算定した利用可能な避難空間を、原則として一人当たり1㎡とし確保している。また、災害時の水利整備基準に基づき防火水槽が整備されている。</p> <p>(3) 区民に割り当てられている避難場所は、区内外に21か所存在する。</p> <p>※ 避難場所一覧【資料編p625参照】</p>
避難所	<p>(1) 災害後、家屋倒壊などにより自宅では生活できない被災者が、一定の期間生活する場所を指す。同時に、情報連絡や給食・給水、医療救護等、地域の支援活動の拠点ともなる。</p> <p>(2) 避難所は、自主防災組織の分布等を考慮したうえで、原則として町丁目単位に割り当てている。各避難所の収容可能人数は、居室3.3㎡に2人を基準として計上する。</p> <p>(3) 区内では、一般の避難所として区立小・中学校等を、福祉避難所として区立福祉施設等を指定している。</p> <p>※ 避難所一覧【資料編p627参照】</p>

第2 国、都及び他自治体等への協力要請

- (1) 都立高校及び都立特別支援学校に対して、「避難所施設利用に関する協定」等に基づき、防災訓練を実施する等の協力を要請する。
- (2) 相互応援協定を締結している自治体に対して、収容施設として提供可能な建物等の協議を要請する。
- (3) 国・都の施設及び私立学校等について、災害時における施設利用に関する協定の締結を検討する。

第3 避難所等の指定における留意点

- (1) 指定した避難所等については、避難場所等の災害種別や避難場所と避難所の役割が違うことについても含めて、日頃から住民等への周知徹底を図る。
- (2) 区は、指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (3) 区及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

2 要配慮者の避難等支援体制の整備

2-1 要配慮者の考え方

担当	総務部／危機管理室／福祉部／教育振興部／警察署／消防署／都福祉保健局
----	------------------------------------

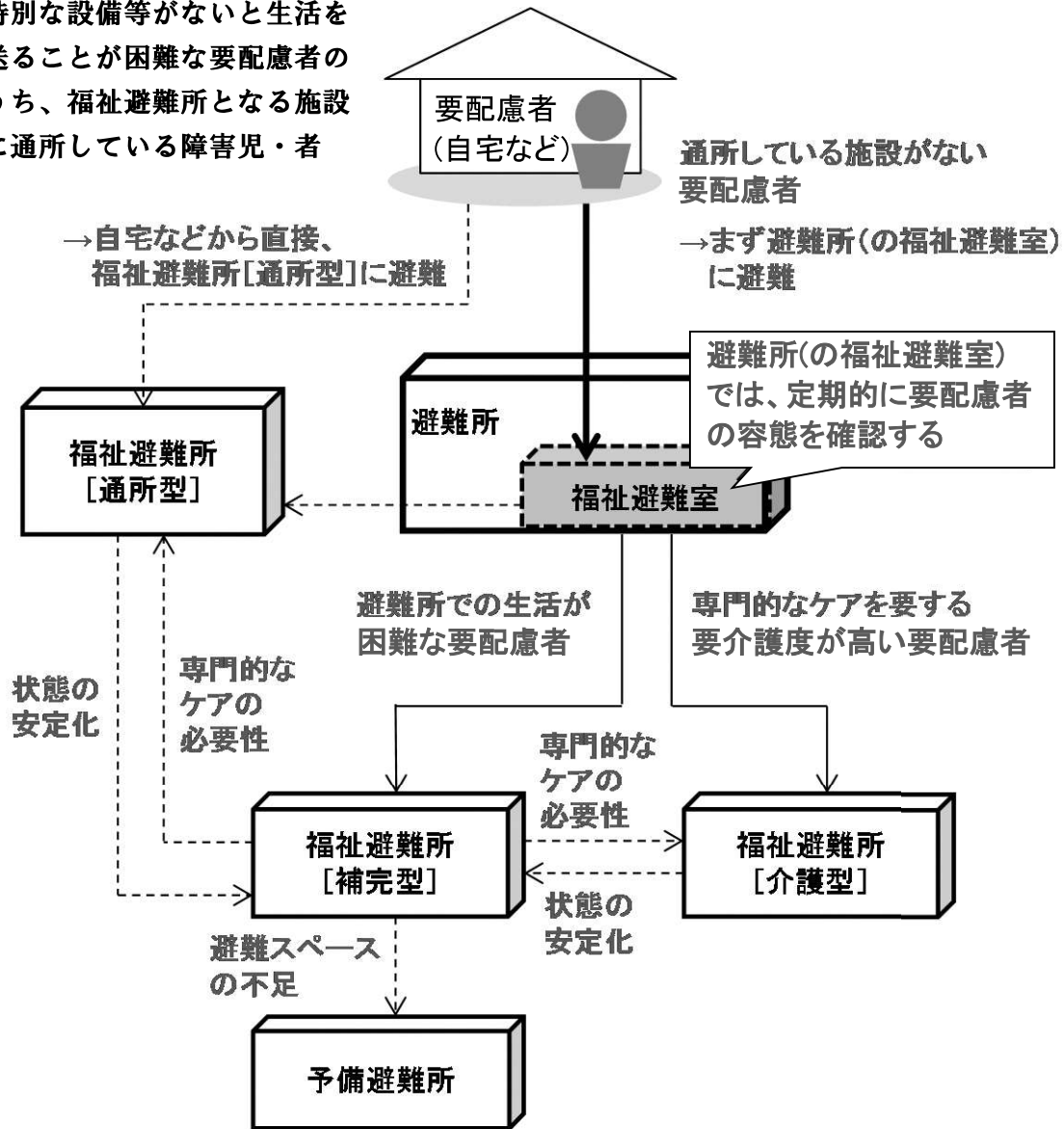
第1 要配慮者及び避難行動要支援者支援の定義

- (1) 要配慮者を次のとおり定義する。
発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者を「要配慮者」と定義する。具体的には、高齢者、障害者、難病者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定している。
- (2) 避難行動要支援者を次のとおり定義する。
要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者を「避難行動要支援者」と定義する。具体的には区が定める要件により、「避難行動要支援者名簿」の登載対象となる人とする。
- (3) 災害時に、要配慮者・避難行動要支援者に対して効果的な支援を行うためには、区民、自主防災組織、防災関係機関、事業者、区等が要配慮者及び避難行動要支援者に対する共通認識を持ち、ともに連携していく必要がある。
- (4) 区は、要配慮者・避難行動要支援者の定義等を区民に広く周知し、理解を得るよう努める。その際、北区ニュースやホームページ等を活用する。

第2 要配慮者の基本的な避難行動

要配慮者の基本的な避難行動を、下図のように位置づける。特に、特別な設備等がないと生活を送ることが困難な障害児・者に関しては、福祉避難所（通所型）に直接避難できる体制を整備する。

特別な設備等がないと生活を送ることが困難な要配慮者のうち、福祉避難所となる施設に通所している障害児・者



要配慮者の基本的な避難行動のイメージ

2-2 避難行動要支援者への支援の考え方

担当	総務部／危機管理室／福祉部／教育振興部／警察署／消防署／都福祉保健局
----	------------------------------------

第1 避難行動要支援者への支援の基本的考え方

- (1) 避難行動要支援者に対する支援とは、大規模火災、家屋倒壊等の甚大な被害、多数の避難者等が出るような災害が発生した場合等に、自主防災組織等が避難行動要支援者名簿等を用いて、避難所へ避難行動要支援者の避難状況を確認し、不在の避難行動要支援者がいれば、自宅等を訪問して安否確認を行うこと等を指す。
- (2) 自主防災組織等は、災害の発生から3日以内を目標として、上記(1)の避難行動要支援者の安否確認等を実施する。ただし、災害により甚大な被害が生じている等、安否確認等を行うことができない事情があるときは、この限りでない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、支援の有無が直接生命に関わる方^{*}に対しては、状況に応じて、区、防災関係機関等が主体となり安否確認等を行う。
※ 例えば、人工呼吸器等の電子医療機器を使用している方へは、停電時にも安否確認が必要になる。
- (4) 避難行動要支援者ごとにそれぞれの状態が異なることから、区は、「北区避難行動要支援者名簿の手引き」を活用し、避難支援を行う際に留意すべき事項を支援者等に対し広く周知する。

第2 避難行動要支援者避難支援体制の考え方

- (1) 名簿情報の提供
区は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。なお、名簿情報を提供することについて本人又は代理人の同意を得られない場合は、名簿情報は提供しない。
ただし、区は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合の提供情報には、緊急避難の観点から、名簿情報を提供することについて本人又は代理人の同意がない者を含む。
- (2) 避難支援等関係者への依頼事項（情報伝達及び避難行動支援等の役割分担）
大規模火災や家屋倒壊等の甚大な被害又は多数の避難者等が出るような災害が発生した場合に、自主防災組織等は、避難行動要支援者名簿等を用いて、避難所への避難行動要支援者の避難状況を確認し、不在の避難行動要支援者がいれば、自宅等を訪問して安否確認等を行う。
- (3) 避難支援体制の確保
区は、避難支援等関係者（警察署、消防署、自主防災組織（町会・自治会）、民生・児童委員、高齢者あんしんセンター）の協力のもと、避難支援体制の確保に努める。
- (4) 名簿情報の外部提供不同意者の名簿

区は、平常時から避難支援等関係者へ提供する名簿のほか、災害時の救助活動等
にのみ利用する資料として、避難支援等関係者へ情報を提供することに不同意であ
った者を掲載した名簿を作成する。

(5) 避難支援を協力依頼する企業団体等との協定締結

区は、災害時に、避難行動要支援者への避難支援を依頼する企業団体等との協定
締結に努める。

(6) 避難行動要支援者の避難場所

区は、避難行動要支援者に適した避難場所の設定に留意する。

(7) 避難場所までの避難路の整備

区は、避難経路を把握し、複数の避難行動要支援者が利用する避難経路を優先し
て整備することに留意する。

(8) 避難行動要支援者の避難場所での引継方法と見守り体制

区は、避難行動要支援者に適した避難場所での引継方法と見守り体制を検討す
る。

(9) 避難場所からの避難先及び当該避難先への移送方法

区は、避難行動要支援者に適した避難場所から避難先及び当該避難先への移送方
法を検討する。

～ コラム：「スフィア基準」について ～

スフィア基準とは、災害や紛争の被災者に対する人道支援活動のために策定され
た「人道憲章と人道対応に関する国際的な最低基準」の通称です。この基準や
考え方は、平成9(1997)年に発行されたスフィアハンドブックという冊子に掲載
されており、現在は平成30(2018)年版が最新となっています。

スフィア基準は、「災害や紛争の影響を受けた人々には、尊厳ある生活を営む
権利、支援を受ける権利がある。よって、災害や紛争による苦痛を軽減するた
めに、実行可能なあらゆる手段がつくされなくてはならない。」という基本理念を
実践へと導くために、「人道憲章」に則り、「給水、衛生および衛生促進」「食
料安全保障および栄養」「避難所および避難先の居住地」「保健医療」の技術的
観点から包括的に対応を講じていくためのものです。

対応例として、「衛生的な生活習慣の促進」「低栄養の予防」「安全な生活環
境の提供」「保健医療への支援」等があげられますが、震災時にも住民のニーズ
に沿って関係者が協力し対応を行うことが求められます。

区は、国、都等が示す基準を災害対策における前提とした上で、スフィア基準
を含む他の指標等の考え方も取り入れながら、防災施策を推進してまいります。

2-3 避難行動要支援者に対する避難行動支援

担当	総務部／危機管理室／福祉部／教育振興部／警察署／消防署／都福祉保健局
----	------------------------------------

災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者に対する避難行動支援の基本事項について、次の表のとおり定める。

項目	内容
避難支援等関係者	所管警察署、所管消防署、民生委員・児童委員、自主防災組織（町会自治会）、高齢者あんしんセンター
避難行動要支援者名簿掲載者範囲	(1) 区が指定する登録者 <ul style="list-style-type: none"> ○ 要介護3～5の認定を受けている者 ○ 身体障害者手帳（1・2級及び体幹3級）に該当する者 ○ 愛の手帳（1・2度）に該当する者 ○ 精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者 (2) 下記のいずれかの条件に該当し、自力では避難ができず支援が必要なため、名簿登録を希望する者 <ul style="list-style-type: none"> ○ 75歳以上の単身もしくは75歳以上の高齢者のみの世帯の者 ○ 要介護若しくは要支援の認定を受けている者 ○ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している者 ○ 難病医療費受給者など上記に準ずる者
必要な個人情報	住所、氏名、世帯主、生年月日、性別、続柄、宛名番号、異動年月日及び事由（転居、転出、転入通知受理、死亡）、前住所、通称名、電話番号、FAX番号、身体障害者手帳級数、愛の手帳度数、精神障害者保健福祉手帳級数、要介護度、名簿情報の外部提供についての同意の有無、避難支援等を必要とする事由等
個人情報入手方法	関係部局が把握している要介護者や障害者等の情報把握及び避難行動要支援者名簿に登録する者からの申告に基づく。
更新時期	毎月の更新を基本とする
情報漏えい防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区の個人情報保護条例に基づき厳重に管理する。 ○ 避難支援等関係者が名簿を受領した際、「受領書兼誓約書」を区へ提出する。その際、前年度に配布した名簿については回収する。なお、原本を複製した名簿についてはその管理と廃棄の徹底を求める。
その他	避難行動 要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮として、多様な手段の活用による情報伝達を実施する。 避難支援等関係者の安全確保のため、地域住民全体での協力体制を推進していく。

2-4 福祉避難所等の定義及び指定

担当 危機管理室／福祉部／教育振興部／都福祉保健局

第1 福祉避難所等の定義及び指定

要支援者の避難所として、次のとおり定義及び指定する。指定した施設については、避難生活のための必要な設備整備や備蓄物資等を整備する。

分類	定義及び指定
福祉避難室	(1) 避難所内の教室や畳のある部屋、保健室等に設ける、要支援者専用の避難スペースを指す。要支援者の容態を定期的に確認し、福祉避難所等への移送等の必要性を判断する。 (2) 避難所と同じ時期に開設する。
福祉避難所 [通所型]	(1) 特別な設備等がないと生活を送ることが困難な要支援者のうち、日頃から各施設に通所している障害児・者のための避難所を指す。 (2) 避難所と同じ時期に開設する。 (3) 対象施設：障害者福祉センター、赤羽西福祉工房、あすなる福祉園、若葉福祉園、都立特別支援学校、(民間)福祉施設 等
福祉避難所 [介護型]	(1) 特別な施設等がないと生活を送ることが困難な要支援者のうち、専門的なケアを要する要介護度が高い方のための避難所を指す。 (2) 被害状況や避難所等の受入状況等を鑑み、早期に開設する。 (3) 対象施設：(区立・民間)特別養護老人ホーム、(民間)介護老人保健施設、(区立)高齢者在宅サービスセンター 等
福祉避難所 [補完型]	(1) 福祉避難所[通所型]及び[介護型]の定義には該当しない要支援者で、避難所での生活が困難な方のための避難所を指す。 (2) 被害状況や、避難所等の受入状況等を考慮して、また避難所以外の用途とも調整を図り、段階的に開設する。 (3) 対象施設：ふれあい館、老人いこいの家 等
予備避難所	(1) 避難所又は福祉避難所[通所型][介護型][補完型]の避難スペースが不足した場合に開設する予備的な避難所を指す。 (2) 被害状況や避難所等の受入状況等を考慮し、避難所以外の用途との調整を図った上で、段階的に開設する。 (3) 候補施設：北とびあ、赤羽会館、滝野川会館、滝野川体育館、桐ヶ丘体育館、赤羽体育館、区外宿泊施設 等

※ 福祉避難所等の具体的な態様は、災害状況に応じ、この定義のほか、要配慮者関係団体等のマニュアル、支援体制等を踏まえて決定する。

2-5 福祉避難所の周知

担当	危機管理室／福祉部／教育振興部／都福祉保健局
----	------------------------

区は、防災関係機関、医療・保健・福祉サービス提供機関・事業者等に対し、パンフレットや研修、訓練等を通して、福祉避難所についての制度の理解と周知を深める。また、広報活動や訓練を通して、広く区民に福祉避難所等の機能や役割について周知を図り、理解と協力を求める。

3 避難所の管理運営体制の整備等

3-1 避難所の開設・管理運営

担当	危機管理室／福祉部／北区保健所／教育振興部／子ども未来部／警察署／都福祉保健局
----	---

第1 避難所運営マニュアルの活用

- (1) 区は、自主防災組織を主体とする避難所運営を支援するため、都の「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」に基づき、区の標準版としての「避難所運営マニュアル」を作成している。
- (2) 避難所運営マニュアルは、次の4点を中心に策定しているほか、飼養動物の同行避難の体制整備やペットへの対応も記載している。
 - ア 避難所の運営は、地域住民が中心となっていくこと
 - イ 要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等）及び多様性に配慮すること
 - ウ 女性の視点を尊重すること
 - エ 学校施設の場合は、教育の再開を踏まえて運営すること
- (3) 各地区防災運営協議会では、地域の実情や協議会での協議等を反映し、各避難所版の「避難所運営マニュアル」を作成する。また、作成したマニュアルを用いて避難所運営訓練を行い、避難所運営に関するスキルの向上と、マニュアルの検証・充実を図る。
- (4) 「避難所運営マニュアル」の活用や訓練等に当たっては、避難者の刻々と変化するニーズに寄り添うためにも、ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得ながら、避難者によって自主的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

第2 避難所機能に必要な資機材等の整備

- (1) 区は、避難所の早期開錠に向けて、災害時に各避難所の設置・運営にあたる自主防災組織等に対して、避難所の鍵の預託を推進する。
- (2) 区は、平成30(2018)年に、自主防災組織が避難所の開設を効率よく進められるよう、避難所開設・運営の作業手順等を時系列に整理した避難所開設キットを導入するとともに、令和2(2020)年に、避難所における感染症等の流行を防止するた

- め、感染症対策初動物資セットを導入している。
- (3) 避難所内で使用する毛布、シーツ等については、状況に応じて、燃えにくい素材のもの（不燃性・難燃性のある製品、防災品など）を使用するなど、適切な防火対策に努める。
- (4) 避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ（自動ラップ式トイレ）など高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等、被災者による情報の入手に資する機器の整備を図る。
- (5) 平日昼間の発災に備えて、備蓄室又は防災備蓄倉庫に児童・生徒及び学校職員分の備蓄をする。また、子どもを対象とした施設（保育園、幼稚園、児童館、学童クラブ等）等の備蓄物資の充実化も図る。

第3 夜間・休日等の発災に備えた避難所の初期運営に対する支援体制

1. 学校参集職員の役割・人数等の見直し

- (1) 発災の時間帯に限らず、避難所の設置・運営の主体は自主防災組織となるが、夜間・休日等に発災した場合に避難所の初期運営を支援するため、区は、学校参集職員を設けている。
- (2) 学校参集職員の役割、参集目標、活動期間等は、「東京都北区勤務時間外の災害等に対応する非常配備態勢に関する要綱」等に定めている。
- (3) 区職員の交代も考慮し、学校参集職員の指定方法や人数を見直す。その際、業務継続計画を踏まえ、防災職員住宅居住者の活用を図る。

学校参集職員の定義

- | | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 役割：学校避難所の開錠並びに自主防災組織及び避難者を中心とした避難所運営体制の確立に向けた支援 |
| <input type="checkbox"/> | 参集：発災後60分以内に徒歩又は自転車で参集 |
| <input type="checkbox"/> | 活動期間：避難所管理運営委員会の活動が軌道に乗り、自主防災組織及び避難者による避難所運営体制が確立するまで（発災から概ね1週間） |

2. 学校参集職員の活動支援

区は、避難所に参集してから職場に復帰するまでの対応をまとめた「学校参集職員向け活動マニュアル」を作成する。また、作成したマニュアルを元に、地区防災運営協議会等と連携して参集訓練や避難所運営訓練を行い、地域内連携の強化や学校参集職員のスキルの向上、マニュアルの検証・充実を図る。

第4 平日昼間の発災に備えた避難所の初期運営に対する支援体制

1. 学校職員の活動支援

- (1) 区教育委員会は、平成25(2013)年度に「学校防災マニュアル」を改定し、平日昼間に災害が発生したとき、避難所運営を行う自主防災組織に対して学校職員が行う支援等を明記した。

第2部 施策ごとの具体的計画
第9章 避難者対策【予防対策】

- (2) 各学校は、学校の実情や地区防災運営協議会での協議等を反映した、各校版の「学校防災マニュアル」を必要に応じて作成する。
- (3) 区は、平日昼間に災害が発生した場合における避難所の初期運営の支援体制を強化するため、災害対策各部業務や業務継続計画を踏まえた方策を検討する。

2. 閉校施設の初期運営体制の強化

災対各部の業務を見直し、災対教育振興部と連携した閉校施設の初期運営体制の強化を図る。

3-2 避難所における多様性への配慮

担当	危機管理室／福祉部／北区保健所／教育振興部／子ども未来部／警察署／都福祉保健局
----	---

- (1) 既往災害の避難所生活では、女性、子ども、障害のある方、外国人、性的少数者等に対する配慮の不足など、多様性に関する様々な問題が発生した。
この解消に向けて、区は、避難所管理運営委員会による多様性に関する悩みの相談窓口の設置・運営を支援するとともに、車椅子のまま入ることが出来るマンホールトイレの導入、ハラル対応食の備蓄等、多様性に配慮した避難所運営に必要な物資等の整備に努める。
- (2) 区は、自主防災組織等と連携して、避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレの離れた場所への設置、トイレ・更衣室・入浴施設等の昼夜問わず安心して使用できる場所への設置、照明の増設、注意喚起のためのポスターの掲載など、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、関係機関等と連携の下、女性警察官による巡回相談など、相談体制の構築に努める。
- (3) 区は、避難所の管理運営に携わる「女性リーダー」を育成するなど、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、妊産婦世帯用のスペースの設置、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

3-3 福祉避難所の運営体制

担当	危機管理室／福祉部／北区保健所／教育振興部／子ども未来部／警察署／都福祉保健局
----	---

区は、福祉避難室における巡回体制の構築並びに福祉避難所〔通所型〕・〔介護型〕・〔補完型〕及び予備避難所の開設・運営に向けて、災対各部の業務を見直し、庁内体制の再構築を図る。

第1 福祉避難所の開設

区は、福祉避難所〔通所型〕の早期開設に向けて、非常配備態勢を**更改する等の検討を行う**。また、開設にあたっては、業務継続計画を踏まえ、専門的知識を有する職員や防災職員住宅居住者の活用を検討し、自主防災組織や防災関係機関等との連携強化を図る。

第2 福祉避難所の運営に関する協定の締結

区は、関係のある他自治体、事業者、協会・団体等との間に福祉避難所運營業務を含む災害時応援協定の締結を推進する。締結にあたっては、想定される災害規模や区との位置関係・地域特性等を**考慮するとともに**、通常業務を通じて各団体等と関係を**構築している各所管課と危機管理室**が連携し、有効な協定の締結や円滑な災害対策業務の遂行につなげる。

第3 指定管理者施設との協定

区は、福祉避難所としての利用が考えられる施設の指定管理に**係る協定に**、災害時の福祉避難所の**開設・運營業務等を規定する**。

第4 福祉避難所関係機関の連携

区は、要配慮者に対する支援対策の着実な推進を図るために、防災関係機関等が定期的に対策の進捗や推進に**係る課題等を共有できるよう、連携し、又は連携を支援する**。

第5 福祉避難所運営マニュアル

区は、福祉避難所運営マニュアルを作成するとともに、各施設と連携して、マニュアルに基づく運営訓練を実施する。

第6 福祉避難所運営のための物資・機材・人材、移送手段の確保

- (1) 区は、**災害時に福祉避難所として開設する予定の各施設**の運営者と連携し、福祉避難所における必要な物資・機材の備蓄を図る。また、区は、備蓄のほか、災害時に必要な物資・機材を確保できるように、関係団体・事業者と協定を締結するなど、連携を図る。
- (2) 区は、**要支援者等を福祉避難所等から他の福祉避難所又は入所施設等へ移送できるよう**、要支援者の状態に配慮した適切な移送手段の確保に努める。
- (3) 区は、緊急輸送体制強化のため、タクシー・バス事業者と「災害時におけるタクシー・バス車両による緊急輸送協力に関する協定」を締結している。

第7 社会福祉施設、医療機関等との連携

福祉避難所運営のための専門的人材の確保、機材等の調達、要配慮者の緊急入所対応等には、社会福祉施設、医療機関等の協力が必要である。区、社会福祉施設及び医療機関は、あらゆる機会を通じて、平時から相互に連携を図る。

第8 福祉避難所の運営体制の事前準備

- (1) 区は、災害時に速やかに福祉避難所を開設及び運営できるよう、あらかじめ運営体制を検討する。
- (2) 区、自主防災組織、支援団体、社会福祉施設福祉関係者、保健師、医師、看護師等の保健・医療関係者及び民生委員は、福祉避難所として開設する各施設の運営者と連携し、訓練を実施する等の事前の取組みを進める。

4 避難所等の耐震化及び安全対策の促進

4-1 避難所等の耐震化及び安全対策の促進

担当	総務部／危機管理室／地域振興部／教育振興部／子ども未来部／消防署
----	----------------------------------

第1 避難所等の耐震対策

- (1) 平成7(1995)年1月の阪神淡路大震災を契機に施行された「耐震改修促進法」に基づき、区は、区有建築物の耐震対策として、学校施設、福祉施設などの防災・復興の拠点となる公共施設について、計画的に耐震診断調査を実施し、必要な耐震補強工事を実施してきた。
- (2) 平成22(2010)年2月には、平成20(2008)年3月に策定された「東京都北区耐震改修促進計画」に基づき、「区有建築物の耐震化整備プログラム」を定め、平成18年度末における区内の防災上重要な区有建築物288棟について、平成27年度までを計画期間として耐震化を推進した。防災上重要な区有建築物の耐震化率は、平成27(2015)年度末時点で94.4%、令和4(2022)年度末時点では、97.8%となっている。
今後は、新庁舎建設及び公共施設再配置等の進捗を踏まえて、必要な対策を検討した上で対応する予定となっている。

※ 学校施設の耐震化状況 【資料編p589参照】

※ 庁舎等施設の耐震化状況 【資料編p589参照】

第2 避難所等の安全対策

- (1) 庁舎等の区有施設の実態調査を行い、什器類、電子機器、書庫等の転倒・落下・移動防止やガラス飛散防止等の安全対策を実施する。なお、要配慮者が利用する福祉施設、避難所、医療援護所等の施設を優先するなど、安全対策を計画的に実施する。

- (2) 災害時のライフライン途絶に備え、施設の役割に応じて、発電機、通信設備等の施設、備品類等を整備する。
- (3) 施設、設備等に支障が生じた場合を想定し、復旧要員の確保や保守業者との具体的対策を協議しておく。
- (4) 消防署は、指定されている避難所の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況について、確認し、必要に応じて指導を行う。

→ 第2部 施策ごとの具体的計画 第3章 安全なまちづくりの実現
【予防対策】2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

2-1 建築物の耐震化及び不燃化の促進 第2 公共施設等の安全化 (p93) 参照

第3 避難所等の非構造部材の確認及び耐震対策の推進

天井材（下地材・天井ボード等）、天井器具（照明器具、天井面から吊り下げたスクリーンやテレビモニター、空調機器等）、外壁（モルタル・タイル等）、ガラス、内装材等の非構造部材の耐震性について、定期的に確認を行うとともに、必要に応じて耐震対策を実施する。また、建築基準法第12条により、所管施設の天井や照明等の落下防止のための安全対策を実施することが義務付けられている。施設所管課及び施設管理所管課との連携を密にし、対策を実施していくとともに、災害時に避難所として指定する施設については、遅滞なく法令基準どおりの実施を推進していく。

4-2 避難所等の応急危険度判定のための体制整備

担当	総務部
----	-----

第1 防災協定による関係団体等との連携

大規模震災時には、区有建築物の被害状況を把握し、応急危険度判定により2次災害の防止を図り、施設使用の可否を含めた応急措置の必要性を確認するための組織態勢を整備している。

特に、応急活動の拠点となる避難所等の区有建築物については、迅速な安全点検及び必要な安全措置を実施するため、関係団体と協定を締結して、各避難所等の点検を担当する事業者等をあらかじめ定めて、迅速に対応することとしている。

ア 災害時における避難所等の建築物応急危険度判定及び点検に関する協定

：東京都建築士事務所協会北支部

イ 災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定

：北区建設業協会、北区総合建設業協議会、北区電設工業会、北区管工会

第2 建物被災状況簡易チェックシートの活用

- (1) 区は、応急危険度判定前に、避難所等を開設するなど、学校施設等の使用を決める必要がある場合には、学校職員や学校指定参集職員等でも確認可能な「建物被災状況簡易チェックシート」を活用して建物被害状況等を判定する。

- (2) 「建物被災状況簡易チェックシート」の活用方法について、学校職員や学校参集職員等を対象とした実地研修等を行い、建物被害状況に対するスキルの向上と、チェックシートの検証・充実を図る。

→ 第2部 施策ごとの具体的計画 第3章 安全なまちづくりの実現
【予防対策】 3 応急危険度判定のための体制整備 (p100) 参照

5 車中泊

担当	危機管理室／都各局
----	-----------

第1 都における震災時の車中泊に係る基本的考え方

都では、以下の理由により、都内における車中泊は、原則、認めることは困難であるとしている。

- (1) 東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること
- (2) 大震災発生時は、人命救助や消火活動等のため、都内では、警視庁から、新たな自動車の乗り出し自粛依頼や、大規模な交通規制が実施されること
- (3) 緊急自動車専用路（警視庁等の交通規制）の対象以外においても、道路上等における駐車が被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと
- (4) 都内では、オープンスペースは限定的で、発災時における応急活動等の用途が決定している場所が多く存在すること
- (5) エコノミークラス症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があること

第2 車中泊者発生抑制に向けた取組

都及び区は、発災時の混乱防止に向け、以下の事項について、ホームページやX（旧twitter）、その他媒体等で、予め区民に普及啓発し意識の醸成に努める。

- (1) 東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）
- (2) 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
- (3) 緊急輸送道路以外の区市町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること
- (4) 都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること
- (5) 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること

【応急対策】

1 避難誘導

担当	(災対) 本部 / (災対) 福祉部 / 警察署 / 消防署 / 消防団
----	--------------------------------------

第1 避難指示等

- (1) 区民等の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。
- (2) 地震による火災や土砂崩れなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、区長は、警察署長、消防署長に連絡のうえ、対象地域、対象者及び避難先を定め避難を指示するとともに、速やかに都災対本部にその旨を報告する。
- (3) 区長は、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。
- (4) 避難指示等は、概ね次のような事態になったときに発する。
 - ア 火災が拡大するおそれがあるとき
 - イ がけ崩れのおそれがあるとき
 - ウ 洪水のおそれがあるとき
 - エ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき
- (5) 区長は、避難指示等に当たって必要と認められる場合、国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求める。

避難情報等	発令時の状況	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害のおそれあり	<input type="checkbox"/> 高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）しましょう。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 <input type="checkbox"/> 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましいです。
【警戒レベル4】 避難指示	災害のおそれ高い	<input type="checkbox"/> 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）しましょう。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない)	<input type="checkbox"/> 避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保をしましょう。 <input type="checkbox"/> ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限りません。

第2 避難誘導

- (1) 高齢者等避難や避難指示等を出した場合、区は直ちに、緊急速報メール（エリアメール）、防災気象情報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、防災行政無線、広報車、ラジオ・テレビ等を活用して、要避難地域区民及び自主防災組織に対して、内容の周知徹底を図る。
- (2) 同時に、警察署・消防署・消防団等の協力を得て、自主防災組織や事業者単位に集団の形成を図るため、いっとき集合場所に避難者を集合させたのち、自主防災組織や事業者の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難場所等に誘導する（2段階避難方式）。
- (3) 避難指示等を行ういとまがない場合は、地域の実情や災害の状況に応じた避難を行う。
- (4) 震災時における避難場所の運用は、原則として避難場所が所在する自治体が行う。ただし、区部においては所在区のみでの対応が困難な場合は都が補完する。
- (5) 高齢者や障害者、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、災対危機管理室と災対福祉部、災対地域振興部等との連携の下、区民や自主防災組織等の協力を得ながら適切に避

難誘導し、安否確認を行う。

(6) 区は、以下のとおり避難場所におけるトイレ機能の確保に努める。

ア 学校のプール、災害用給水所等によって生活用水を確保し、水洗機能の回復を図る。

イ 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。

ウ 避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、区が組立てトイレ等を備蓄により確保する。

第3 警察署の対応

- (1) いっつき集合場所に集合した区民、事業者の従業員等を、自主防災組織及び事業者の管理者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難場所に避難させる。この場合、避難行動要支援者を優先して避難させる。
- (2) 避難誘導にあたっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場での個別広報活動を行う。
- (3) 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置する。
- (4) 避難指示等が出された場合には、災害の規模、道路・橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向等を区、消防署等に通報する。
- (5) 区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、または区長から要請のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに関係区長等に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
- (6) 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させる。
- (7) 現場の警察官は、危険が切迫し、特に急を要すると認められるときは、警察官職務執行法に基づく避難等の措置をとる。
- (8) 避難場所では、できる限り所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡をとり、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。

第4 消防署の対応

- (1) 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合、区長へ通報する。
- (2) 人命に危険が著しく切迫し、通報するいとまがないと認めた場合は、防災関係機関と連携した避難指示を行う。この場合、直ちに区長に通報する。
- (3) 避難指示等が出された場合には、災害の規模、道路・橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区、警察署等に通報する。
- (4) 避難指示等がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等により、避難指示等の伝達を行う。
- (5) 避難指示等が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。

第5 消防団の対応

避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、防災関係機関と連絡をとりながら、区民の安全確保等を行う。

2 避難場所の管理運営・避難所の開設・管理運営等

2-1 避難場所の管理運営

担当	(災対) 福祉部
----	----------

第1 基本方針

- (1) 区民は、災害時に火災等の危険があるときは、当該危険が解消されるまでの間、最寄りの避難場所へ避難する。
- (2) 区及び事業者は、災害時に火災等の危険があるときは、施設利用者等を避難場所へ誘導する。
- (3) 避難場所への避難を行った区民等は、火災等の危険が解消されたときは、安全に留意しながら帰宅し、自宅に倒壊等の危険があれば避難所等へ避難し、危険がなければ在宅避難を行う。ただし、区外在住者等で、交通機関の停止等により帰宅が困難な者は、一時滞在施設等に滞在する。

第2 避難場所の管理運営

災対福祉部は、区災対本部の指示に基づき、避難場所へ職員を派遣し、以下の対応を実施する。

- (1) 施錠されている避難場所の開錠
 - (2) 医療救護所、一時滞在施設、避難所等の開設情報の提供
 - (3) 必要に応じて、区災対本部への食料等救援物資の要請
 - (4) 自主防災組織等と連携した避難場所の衛生管理
 - (5) 火災等の危険が解消されたとき、避難者への帰宅要請又は一時滞在施設等への移動要請並びに自宅に倒壊等の危険がある避難者への避難所への誘導
- なお、隣接区等の被災住民が避難してきた場合の対応については、関係する区と協議して対応する。

2-2 避難所等の開設

担当	(災対)本部／(災対)総務部／(災対)地域振興部／(災対)福祉部／(災対)まちづくり部／(災対)教育振興部／(災対)子ども未来部／警察署／消防署／都福祉保健局
----	---

第1 避難所等の応急危険度判定の実施

- (1) 災害時に応急活動の拠点となる避難所等について、地震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、できる限り早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

機関名	対策内容
区	<p>(1) 避難所等が被災した場合、防災協定による関係団体等による安全点検及び安全措置を実施し、必要に応じて応急危険度判定を実施する。</p> <p>(2) 応急危険度判定技術者が不足する場合、区長は、他団体（他自治体、民間団体）への協力を要請する。 なお、応急危険度判定の実施に必要な人員が充足されない場合は、区災対本部を通じて都に支援要請を行う。</p> <p>(3) 社会公共施設（区と協定を締結している医療機関・福祉避難所等）の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公共施設等に準じて、社会公共施設の判定を実施する。</p>
社会公共施設の管理者	<p>(1) 所管する社会公共施設等が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。</p> <p>(2) 判定が困難な場合、都または区に判定実施の支援を要請する。</p>

- (2) 応急危険度判定前に、避難所等を開設するなど、学校施設等の使用を決める必要がある場合等には、学校職員や学校指定参集職員等でも確認可能な「建物被災状況簡易チェックシート」を活用して、建物被害状況等を判断する。

→ 第2部 施策ごとの具体的計画 第3章 安全なまちづくりの実現【応急対策】3 社会公共施設等の応急対策 (p108) 参照

第2 避難所等の開設

- (1) 区は、自主防災組織、学校等と連携し、あらかじめ指定している避難所を開設する。なお、開設作業は、原則として作業に従事する者を総括班、避難者対応班及び避難者受入準備班の三班に分けた上で、避難所開設キットに格納されたアクションカード等に沿って実施する。
- (2) 避難所の運営を担当する自主防災組織は、町会・自治会までの距離等を勘案し、あらかじめ地区防災会議が決定する。避難所を開設した場合は、避難所管理運営委員会を立ち上げる。
- (3) 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含

- む。)を受ける。
- (4) 避難所に、要支援者専用のスペースとして福祉避難室を設ける。また、避難所の開設とあわせて、特別な施設等がないと生活を送ることが困難な要支援者のための避難所として、福祉避難所〔通所型〕・〔介護型〕を開設するとともに、要支援者の緊急性や避難所等の受入状況等に応じ、段階的に福祉避難所〔補完型〕の開設を目指す。
 - (5) 災害遺児については、児童相談所の一時保護などの方向が決まるまでの間、区が保護する。災害遺児であることが確認された時点で、児童館等をはじめとする利用可能な公共施設を災害遺児用の避難所に指定し、子どもの世話や心のケア、相談などに対応できる職員を派遣する。また、災害遺児用の避難所の職員は、身元引受人となり得る親類関係への連絡なども担う。
 - (6) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、特設公衆電話、Wi-Fi環境、FAX等の整備、SNSでの情報発信を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。
 - (7) ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
 - (8) 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。
 - (9) ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求める。

第3 避難所の開設に係る報告

- (1) 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに、都福祉保健局及び警察署、消防署等、防災関係機関に報告する。
- (2) 都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。
- (3) 福祉避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び警察署、消防署等、防災関係機関に連絡する。
- (4) 避難所で生活を送る避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず自宅等に留まり、食料や水、情報等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、都等へ報告を行う。

第4 野外受入施設

- (1) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入施設を開設する。
- (2) 野外に受入施設を開設した場合の都福祉保健局及び防災関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
- (3) 野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局に調達を依頼する。
- (4) 野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間または応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

2-3 避難所(区立小・中学校等)の運営

担当	(災対)生活環境部／(災対)福祉部／(災対)医療衛生部／(災対)教育振興部／(災対)子ども未来部
----	--

第1 初動期の体制

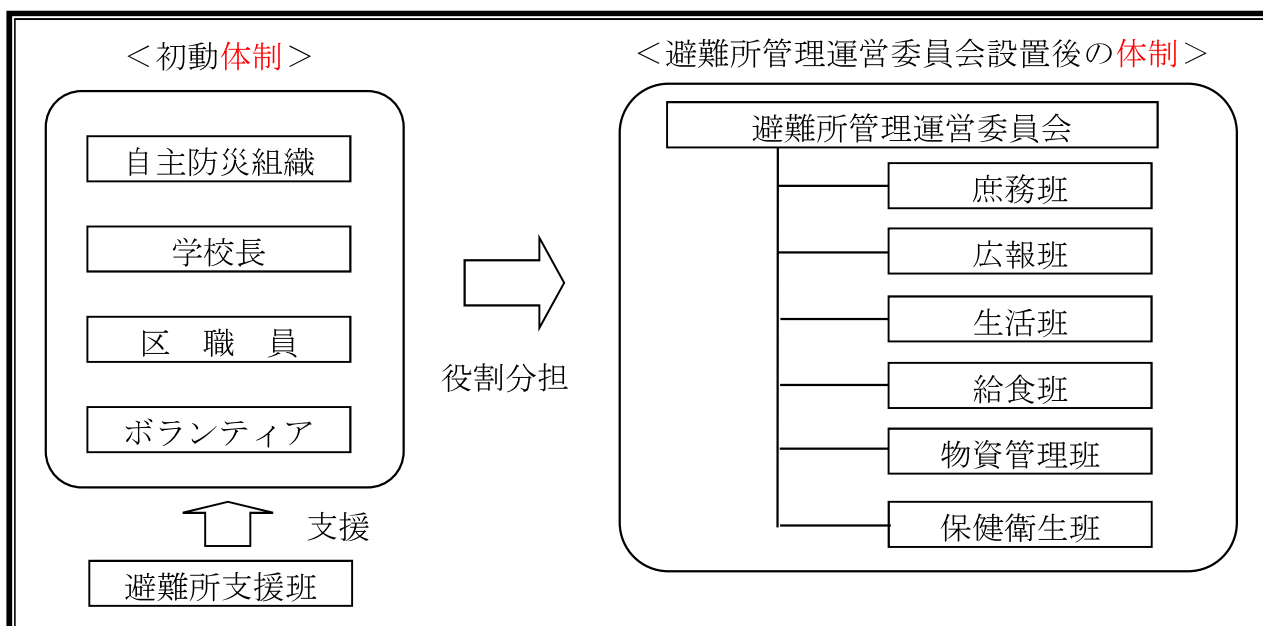
発災初動期における避難所の運営体制は、昼間と夜間・休日の場合で異なる。避難所の運営は、原則として「避難所管理運営委員会」を設置して行うが、避難所管理運営委員会を設置するまでの間は、以下の役割分担を原則として学校長、区職員及び自主防災組織が協力して対応する。

主体	役割分担
自主防災組織 (避難者)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 避難者の町丁目別整理等の生活秩序の保全 (2) 避難者名簿・部屋割りの管理 (3) 救援物資の管理、仮設トイレ等の防災資機材の組立及び管理 (4) 尋ね人等への対応
学校長	<ol style="list-style-type: none"> (1) 児童・生徒の避難誘導（児童・生徒の在校時に発災した場合） (2) 施設の被害状況の把握 (3) 学校施設の使用に関すること (4) 避難者の受入れ場所の指示・誘導
区職員	<ol style="list-style-type: none"> (1) 職員の参集状況把握 (2) 災害対策本部との連絡調整事務 (3) 災害関連情報の収集、伝達 (4) 避難者の状況把握（人数、負傷者等の有無） (5) 備蓄品の管理・供給 (6) 夜間・休日の発災において、学校長が不在の場合は学校長の役割(2)(3)(4)について学校参集指定職員が対応する。
ボランティア	区職員や自主防災組織が対応できない場面で、ボランティア活動を求める。

第2 避難所管理運営委員会設置後の体制

- (1) 学校長及び区職員は、早期の避難所管理運営委員会の設置の支援に努める。
- (2) 避難所管理運営委員会が設置されたときは、初動期の活動を避難所管理運営委員会が引き継ぐ。
- (3) 避難所管理運営委員会は、自主防災組織を中心に、学校長、区職員及びボランティアで組織する。
- (4) 管理運営委員会各班の構成及び活動手順については、東京都北区避難所運営マニュアルを参照する。

【避難所運営体制の移行】



【避難所管理運営委員会の構成と主な役割】

組織構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所管理運営委員会は、避難所の運営全般について協議する場として、自主防災組織代表、学校長、区職員、各班長及びボランティア代表で構成する。 ・ 委員長は、避難生活での避難者の主体的活動を確保するため、自主防災組織の代表とする。
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会の開催に関すること ・ 応援要請、物資補給要請に関すること ・ 各班の業務調整に関すること ・ 秩序維持に関すること ・ その他避難所全般の管理運営に関すること

【避難所管理運営委員会の班】

業務内容	分 担	業務内容
	庶務班	・ 管理運営委員会の庶務 ・ 区災対本部、防災関係機関との連絡調整事務・避難所運営の記録
	広報班	・ 避難者に対する広報活動 ・ 情報の整理と管理 ・ 報道機関、視察等の対応 ・ 避難者名簿の管理 ・ 尋ね人への対応
	生活班	・ 避難所生活ルール的一般管理 ・ 生活相談
	給食班	・ 炊き出し等の給食活動 ・ 食料の配給 ・ 栄養状態の管理
	物資管理班	・ 救援物資の受入れ、配給 ・ 運搬車両の管理 ・ 食料・物資の輸送
	保健衛生班	・ 乳幼児、児童、高齢者等の要配慮者支援（避難行動要支援者含む*） ・ 医療活動の援助 ・ 健康管理 ・ 環境衛生管理 ・ 薬品等の管理 ・ ペット対策

※大規模火災や災害が発生した場合に、避難行動要支援者名簿等を用いて、避難所で避難行動要支援者の避難状況を確認するとともに、不在の避難行動要支援者がいれば、自宅等を訪問して安否確認等を行うことを指す。

第3 災害救助法の適用範囲

災害救助法及び災害救助法施行細則（昭和23年3月東京都規則第35号）の規定のうち、避難所に関する範囲は、以下を参照する。

→ 災害救助法による避難所関係の規定、費用の限度額等

第2部 施策ごとの具体的計画 第12章 区民生活の早期再建

【予防対策】 6 災害救助法等（p360）

【応急対策】 7 災害救助法等の適用（p367）

【復旧対策】 1 2 災害救助法の運用等（p380）参照

第4 避難所運営における留意点

1. 避難所運営全般に係る事項

- (1) 各避難所は、避難者の収容状況を把握し、過密時には区と連携して避難所間の人数調整等を行う。
- (2) 学校の情報管理や危険物取扱、施設の安全確認の結果を踏まえ、立入禁止区域、土足禁止区域等を設定する。
- (3) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、区災対本部及び災対各部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (4) 避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレの離れた場所への設置、トイレ・更衣室・入浴施設等の昼夜問わず安心して使用できる場所への設置、照明の増設、注意喚起のためのポスターの掲載など、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、関係

機関等と連携の下、被害者への相談体制の構築に努める。

- (5) 要配慮者の心身の健康状態には特段の配慮を行い、障害特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ福祉避難室への移動や福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行う。
- (6) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。また、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (7) 避難所の管理責任者は防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。
- (8) 避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じる。
- (9) やむを得ない理由により避難所に滞在することができない在宅避難者等に対しても、生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。

2. 避難所等における生活不活発病（廃用症候群）の防止

生活不活発病（廃用症候群）とは、体を動かさない状態が続くことで、筋力や心肺機能が低下したり、うつ状態に陥ったりするなど、心身の機能が低下する症状を指す。

新潟県中越地震では、高齢者が従来行っていた家庭内での仕事を失い、日常生活動作をほとんどしなくなる（「危ないから」を理由に寝ているだけになる等）状況が把握された。

このため、避難所等においては、以下のような方法で生活不活発病（廃用症候群）の予防を図る。

- (1) 健康体操指導員等による定期的な健康体操の指導
- (2) 保健師等による巡回時の運動指導

3. 避難所における防疫活動

- (1) 各避難所では、ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難者に対して避難所利用のルールを定め、衛生管理に努める。
- (2) 各避難所では、インフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を避難者に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。
- (3) 各避難所では、食品・飲料水の衛生的な取扱いに努める。
- (4) 区は、所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「防疫班」、「消毒班」、「防疫検水班」、「食品衛生指導班」及び「環境衛生指導班」を編成し、又は担当者を配置して、都と連携をとりながら、防疫活動を推進する。

→ 第2部 施策ごとの具体的計画 第7章 医療救護等対策

【復旧対策】1 防疫体制の確立（p266）参照

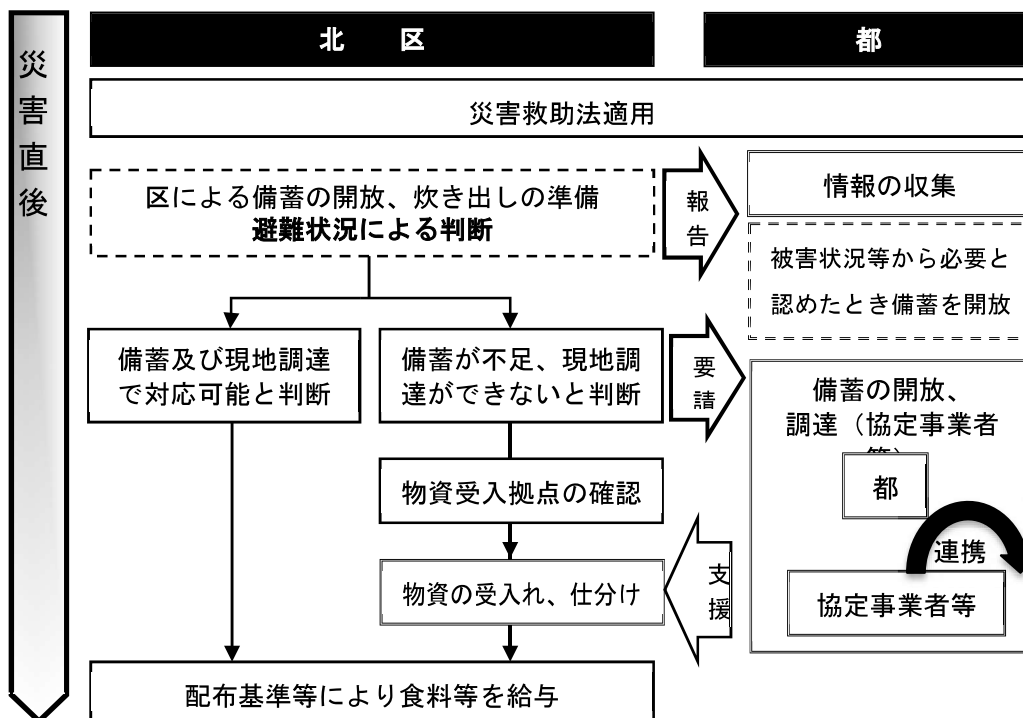
- (5) 区は、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。

4. 食料・生活必需品等の供給・貸与

- (1) 生活上必要な物品のほか、要配慮者の特性に応じて必要物品を確保する。
- (2) 被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、区が開設する避難所等にお

いて、災害救助法に定める基準に従って行う。

- (3) 炊き出し等の態勢が整うまでの間は、都及び区の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- (4) 要支援者等には、福祉避難所に備蓄している食料を優先的に提供する。また、咀嚼や飲み込みが不自由な者に対しては、ミキサー食等を提供する。
- (5) 被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。ただし、この基準により難しい事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得て定める。



避難所における物資供給のスキーム

5. トイレ機能の確保

- (1) 被災後、断水した場合には、学校のプール、災害用給水所等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。ただし、下水管に損傷があるときは、修理が完了するまでマンホールトイレ等を使用する。
- (2) 発災直後は、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、区は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。
- (3) 区は、し尿収集車による収集が開始されたときは、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
- (4) 備蓄分が不足した場合には、区は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

2-4 福祉避難所の運営

担当	(災対) 本部／(災対) 地域振興部／(災対) 福祉部／(災対) 教育振興部／ (災対) 子ども未来部
----	--

第1 「要支援者対策班」等の設置

- (1) 災対福祉部に「要配慮者対策班」を設置する。
- (2) **要支援者対策班は、安否確認を含む状況の把握やサービスの提供等を実施する。**
- (3) 都の「要配慮者対策統括部」を通じ、他区や近隣区市等との連携を図る。

第2 福祉避難所の運営体制

- (1) **区と福祉避難所開設予定の施設運営者は、相互に連携し、施設毎に運営体制を整える。**
- (2) 区及び都のボランティアセンターとの**連携のため**、専門知識を持ったボランティアの援助を求める。
- (3) 特別な施設等がないと生活を送ることが困難な**要支援者**のうち、専門的なケアを要する**要介護度が高い者は、避難所等の受入状況等を鑑み開設する福祉避難所〔介護型〕で設定した受入数の範囲内で受入れを行い、罹患や負傷した要支援者**については、必要に応じ早急に災害拠点病院等に移送する。
- (4) 施設が不足する場合は、必要に応じて、公的な施設、ホテル等の借り上げを行う。
- (5) **福祉避難所等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。都は派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。**

第3 福祉避難所運営における留意点

避難所運営における留意点（p323）のほか、次の事項について留意する。

1. 家族を伴う**避難**への対応

福祉避難所への**避難**時の家族の同伴は、状況に応じて対応する。

2. **要支援者**への情報提供手段の確保

「**要支援者**対策班」では、対象者の属性に応じた情報提供手段を確保する。

3. 福祉機器の確保

要支援者が避難所等で生活するうえで、必要な福祉機器の確保に努める。

避難所等生活に必要な物（例）

高齢者	: 老眼鏡、紙おむつ、車椅子等
視覚障害者	: 手袋（ガラス等によるけがの防止）、笛等
聴覚障害者	: 笛、筆記用具、筆談ボード等
肢体不自由者	: 紙おむつ、携帯用トイレ、車椅子、食品ミキサー等
乳幼児	: 紙おむつ、おしりふき、粉ミルク、哺乳瓶等
内部・知的・精神障害	: 各種症状に応じた装具
その他全般	: コミュニケーションボード、ヘルプカード、ヘルプボード等

4. 要配慮者の避難所生活に係る相談体制の整備

- (1) 保健師（・助産師） : 避難所及び仮設住宅への巡回健康相談
- (2) ケースワーカー : 巡回生活相談
- (3) 巡回精神相談チーム : メンタルヘルスケア
- (4) ホームヘルパー : 家事援助
- (5) ボランティア等 : 巡回相談

上記のほか、要配慮者の避難所生活を支援する相談体制について、受援計画を含めて整備を図っていく。

3 動物救護

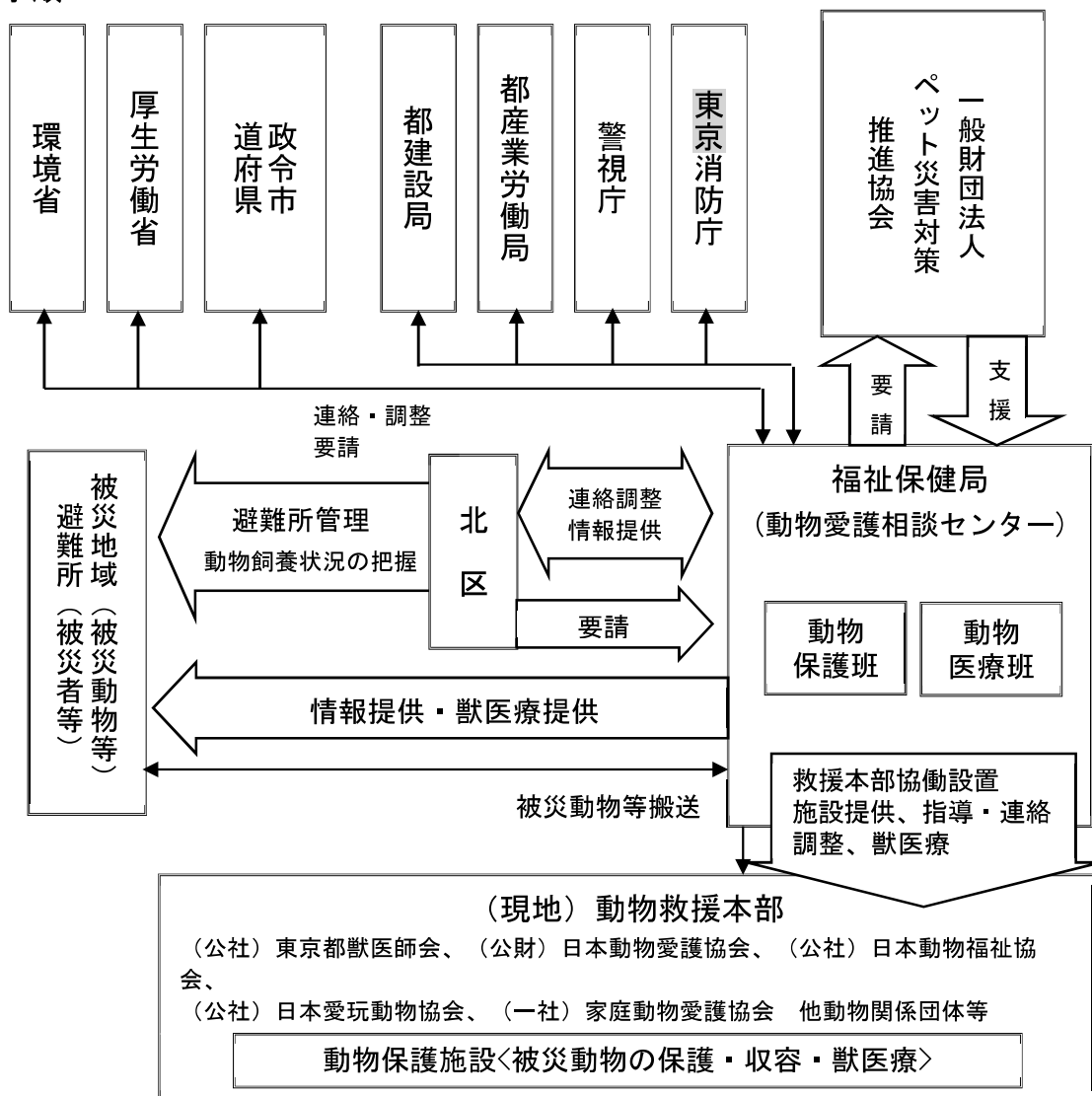
担当	(災対) 医療衛生部／東京都獣医師会北支部
----	-----------------------

第1 基本方針

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に同行避難することが予想される。

区は、動物愛護及び危害防止の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関して、東京都獣医師会北支部や東京都・動物保護団体等と協力し、またボランティア等の協力を得ながら、動物の保護や適正な飼育について対策を講じる。

業務手順



第2 被災動物の保護

(1) 被災地域における動物の保護

被災した動物のための救護所を数か所開設し、都及び都獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力して、被災動物の保護を行う。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

区は、避難所運営マニュアルに基づき、都と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、保護施設への動物の受入れ及び譲渡等については、都に要請する。

(3) 動物愛護の活動方針

区は、東京都獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」を支援する立場から、情報の提供、「動物保護班」「動物医療班」の援護活動への応援及び活動の拠点としての場の提供を行う。

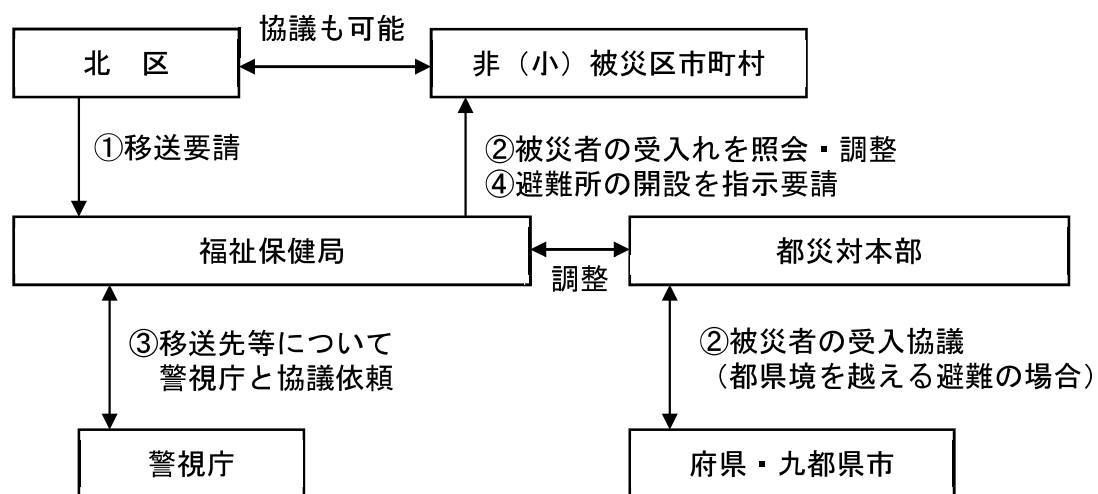
4 ボランティアの受入れ

担当	(災対) 本部／北区社会福祉協議会／東京都北区市民活動推進機構
----	---------------------------------

- (1) 避難所運営マニュアル等に定めた手順に従い、ボランティアを受け入れる。
- (2) 北区災害ボランティアセンターを通じて、避難所等で活動するボランティアを派遣する。
- (3) 円滑な避難所運営の実施のため、ボランティア・市民活動団体等との連携を図る。

5 被災者の他地区への移送

担当	(災対) 福祉部／(災対) 教育振興部／都福祉保健局
----	----------------------------



移送先の決定

第2部 施策ごとの具体的計画
第9章 避難者対策【応急対策】

機関名	活動内容
区	<p>(1) 区長は、都内の他区市町村への一時的な滞在（広域一時滞在）が必要と認めるとき、当該他区市町村長に協議する。また、他県への一時的な滞在（県外広域一時滞在）が必要と認めるとき、都知事に協議を求める。なお、相互応援協定等の締結先市区町村や、他の区市町村長に協議した場合、その旨を知事に報告する。</p> <p>(2) 区長は、(1)のときは、被災者の移送について、知事（都福祉保健局）に要請する。</p> <p>(3) 被災者の他地区への移送を要請した場合、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するよう努める。</p> <p>(4) 都から被災者の受入れを指示された場合、ただちに受入体制を整備する。</p> <p>(5) 移送された被災者の避難所の運営は原則として受入側の区市町村が行い、移送元の区は運営に積極的に協力する。</p>
都災対本部	<p>(1) 都県境を越える避難について、避難先の道府県と協議を行う。</p> <p>(2) 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認められるときは、旅客運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の移送を要請することができる。</p> <p>(3) 区がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、知事は、全部又は一部を区長に代わり実施する。</p>
都福祉保健局	<p>(1) 被災地の区市町村から被災者の移送の要請があった場合、警視庁等関係機関と調整の上、被災者の移送先を決定する。</p> <p>(2) 移送先決定後、移送先の区市町村長に対し、被災者の受入体制を整備させる。</p> <p>(3) 被災者の移送方法については、当該区市町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。</p> <p>(4) 要配慮者の移送手段については、当該区市町村による調達が困難な場合に、都福祉保健局が都財務局、及び防災関係機関の協力を得て調達する。</p>

6 避難所外の避難者への対応

担当	(災対) 福祉部 / (災対) 医療衛生部 / (災対) 教育振興部
----	------------------------------------

第1 基本方針

避難所外における避難の態様としては、在宅避難、親戚等宅への縁故避難、車中泊、テント泊等がある。このうち、車中泊及びテント泊については、東京都震災対策条例が車両を使用した避難を禁止していること、北区内のオープンスペースには限りがあり、車中泊やテント泊が円滑な応急活動等の実施を妨げる恐れがあることから、原則として認めることは困難である。

このため、区は、在宅避難者への物資提供体制及び避難所環境の整備に努めるとともに、区民に対し、平時から、災害時に車中泊及びテント泊を行わず、在宅避難や縁故避難を検討するよう周知する。

第2 避難所外避難の状況調査

- (1) 区は、自主防災組織、ホームヘルパー、巡回精神相談チーム等と連携して、在宅避難者等、避難所以外への避難状況の調査を実施する。
- (2) 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第3 避難所外避難者への支援

- (1) 車中泊又はテント泊者に対する避難先の提供
 - ア 収容人数に余裕のある避難所の案内
 - イ 使用可能な公共施設又は民間施設の案内
 - ウ ユニットハウス等の簡易的な避難施設の配備
- (2) 飲料水・食料・生活必需品等の供給
- (3) 避難者の健康管理・健康（運動）指導
- (4) FMラジオ等を利用した情報の提供

第4 エコノミークラス症候群の予防措置

区は、車中泊又はテント泊者に対し、次のようなエコノミークラス症候群防止のためのリーフレットを配布するとともに、必要に応じて、医師への相談を呼びかける。

- | | | |
|---------------|---------------|------------|
| ・軽い体操やストレッチ運動 | ・十分な水分補給 | ・ふくらはぎを揉む |
| ・足を上げて眠る | ・ゆったりとした服装をする | ・アルコールを控える |
| ・禁煙 | | |

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

【基本方針】

災害により市場流通機能が被害を受けた場合でも、被災者の生命を守るため、食料・水・毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に被災者へ供給する必要がある。

そこで本章では、物資の備蓄及び調達、備蓄倉庫、車両等輸送手段の確保及び円滑な搬送の実施体制等についての対策を示す。

予防対策
1 食料及び生活必需品等の確保
2 飲料水及び生活用水の確保
3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備
4 車両・舟艇等輸送機関の確保
応急対策
1 物資の供給
2 飲料水の供給
3 物資の調達要請
4 救援物資の受入れ・配分
5 義援物資の取扱い
6 輸送車両等の調達
復旧対策
1 多様なニーズへの対応
2 炊き出し
3 水の安全確保
4 生活用水の確保
5 物資の輸送

【予防対策】

1 食料及び生活必需品等の確保

担当	総務部／危機管理室／福祉部／教育振興部／子ども未来部
----	----------------------------

第1 備蓄に係る基本方針

- (1) 避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、災害用トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボール製の簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。
- (2) 区は都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の備蓄物資の確保に努める。
- (3) 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における区の発災から3日目までの最大避難所避難者数（一定数の避難所外避難者を含む。）等を基準とする。
- (4) 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資の登録をする。
- (5) 備蓄物資の確保にあたっては、区の実情、季節、また被災後の時間の経過とともにニーズが変化することを考慮する。
- (6) 要配慮者や女性・子どもの視点をもって、備蓄物資の充実を図る。
- (7) 平日昼間の発災に備えて、各区立学校の備蓄室又は備蓄倉庫に児童、生徒及び学校職員分の備蓄をする。また、子どもを対象とした施設（保育園、幼稚園、児童館、学童クラブ等）の備蓄物資の充実も図る。
- (8) 備蓄を行う際、各品目について備蓄の優先性や適切な備蓄形態（協定締結による流通備蓄など）を精査する。
- (9) 食料及び生活必需品等については、定期的な点検並びに必要な補修、更新及び補充を行うことで、常時利用可能な状態を維持する。

第2 備蓄場所別の役割

1. 備蓄室又は備蓄倉庫

避難所として利用する各区立学校等に整備しており、避難生活に要する食料、生活用品、給水用資機材等を保管する。

2. 防災資機材倉庫

- (1) 避難所として利用する各区立学校等や自主防災組織を立ち上げる各町会自治会に整備しており、初期消火のための軽可搬消防ポンプ、発電機、投光機等の救助用資機材、災害用マンホールトイレ等を保管する。軽可搬消防ポンプ等は、平常時には小中学生及び学校職員等の消火訓練等に、避難生活時にはトイレ用水・生活用水の確保等にも活用できる。
- (2) 区は、各区立学校等の防災資機材倉庫が老朽化したときは、建て替えのほか、備蓄室又は備蓄倉庫と統合するなど、状況に即した対応を検討する。

第2部 施策ごとの具体的計画

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進【予防対策】

3. 災害備蓄倉庫

- (1) 区内12か所に整備しており、避難所等では保管しきれない生活用品、資機材等を保管する。災害時は、都、他自治体等から提供された受援物資の保管場所としても活用する。
- (2) 肌着、生理用品、トイレトペーパー、紙おむつ等の日常生活用品やレンジバーナーセット、給水タンク、発電機等の資機材等を備蓄している。
- (3) 防災公園の整備時等に、新たな備蓄倉庫の建設を検討する。

4. 福祉避難所

高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に提供するため、お粥、カセットコンロ、車椅子その他必要な物資を備蓄する。

5. 予備避難所

避難所として利用することになった場合に必要となる資機材を保管する。

※ 災害備蓄倉庫の位置及び名称【資料編p628参照】

※ 備蓄物資一覧【資料編p629参照】

※ 備蓄物資一覧（福祉避難所）【資料編p630参照】

第3 乳幼児・子ども・高齢者・障害者・妊産婦用備蓄の推進

- (1) すべての避難所並びに特別養護老人ホーム等の入所施設及び障害者施設等の通所施設において、発災後3日分の乳幼児・子ども・高齢者・障害者・妊産婦用の物資の確保に努める。このうち、被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調製粉乳は、都及び区で確保することとし、区は、すべての避難所及び各区立保育園において、調製粉乳、哺乳瓶及び哺乳瓶等の温め器を備蓄する。また、高齢者や障害者用として、咀嚼や飲み込みしやすい加工食品の備蓄を進めていく。
- (2) 施設内に備蓄スペースの確保が困難な場合、近隣の防災備蓄倉庫若しくは備蓄室又は備蓄倉庫等を活用する。
- (3) 乳幼児・子ども・高齢者・障害者・妊産婦用の物資は、優先的に提供してもらえるよう、日頃から防災関係機関との協議を進める。

第4 区職員用備蓄の推進

- (1) 区は、災害対応に従事する職員向けの備蓄（水、食料、毛布等）を推進する。また、職員用の休息スペース等の整備を検討する。
- (2) 指定参集職員が安全に参集するための用具類を整備する。
- (3) 区は、区職員向けに行動マニュアルを作成し、災害対策業務の意識付けを行うとともに、個人備蓄（常用薬や下着等も含めた備蓄）を推奨していく。

第5 備蓄物資・資機材の更新・補充

1. 食料

- (1) 備蓄食料は、期限切れ1年前を目安に入れ替えを行う。

(2) 入れ替えを行った食料については、自主防災組織が行う防災訓練を中心に、区民まつりなどのイベント、学校等での体験試食等に供出し、有効活用を図る。

2. 生活必需品

(1) 生活必需品は、耐久年数を超えるものについては、計画的に入れ替える。

(2) 不足している生活必需品などについては、計画量の達成を目標とする。

3. 資機材等

(1) 不足している資機材等については、計画量の達成を目標とする。

(2) 劣化したもの又は機能が低下したものについては、計画的な入れ替えを行う。

(3) 点検又はオーバーホールで機能が回復しない場合は、早急に入れ替えを行い、機能の維持に努める。

4. 災害用マンホールトイレ等の整備

災害時の避難所となる区立学校や避難場所となる公園等の整備にあわせて、災害用マンホールトイレ等を整備する。

第6 災害時の物資等提供に向けた事業者等との連携の強化

(1) 区は、地元の個人商店・商店街等と自主防災組織等間の災害時における物資等の提供に関する協定の締結を推進する。

(2) 区は、区内事業者等に対して、災害時の物資等提供に関する意向調査を行い、支援が期待される事業者を把握して災害時応援協定を締結するとともに、流通備蓄の活用等の推進を図る。

2 飲料水及び生活水の確保

担当	危機管理室／区民部／総務局（総合防災部）／都水道局北部支所 北営業所
----	------------------------------------

区は、浄水場、給水所、応急給水槽^{※1}等を災害時給水ステーション（給水拠点）^{※2}として位置付けるとともに、耐震性地下貯水槽の設置や災害時協力井戸の指定、給水車の追加配備を行うことで、災害時の飲料水及び生活水の確保に努めている。

※ 災害時給水ステーション（給水拠点）別給水計画【資料編p631参照】

※1 応急給水槽

災害時に飲料水等を確保するため、都が、居住場所から概ね半径2kmの範囲内に、給水拠点のない空白地域を解消するために設置する応急給水のための地下水槽をいう。

※2 災害時給水ステーション（給水拠点）

災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水場（所）、給水所等及び応急給水槽をいう。居住場所から概ね半径2km程度の距離内に1か所ある災害時給水ステーション（給水拠点）には、応急給水用資機材を配備している。

第2部 施策ごとの具体的計画

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進【予防対策】

第1 飲料水の確保

(1) 給水拠点

ア 滝野川公園・北運動公園及び桐ヶ丘中央公園設置の1,500 t 応急給水槽

イ 板橋給水所

※災害用給水所（深井戸）一覧表【資料編p632参照】

(2) 緊急遮断弁の取付け

避難所となる区立学校の受水槽及び高架水槽の排水口に緊急遮断弁を取り付けることにより、断水時及び停電時における有効活用を図るための整備を行う。

(3) 多様な応急給水への取組

都が行う仮設給水用資機材の整備にあわせて、応急給水訓練を実施するなど、区は、都と連携し取り組む。

(4) 区立学校のプール

区立学校のプールの水について、各避難所に配置している簡易型浄水器を活用して、飲料水として利用する。

(5) 消火栓

消火栓等を活用した応急給水について、東京都水道局から区の避難所を中心に平成25（2013）年度から貸与されているスタンドパイプを活用し、実施する。また、区は、スタンドパイプを活用できるよう、住民に対する訓練等を推進していく。

(6) 応急給水栓

東京都水道局は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度まで、災害時に避難所施設内の送水管が破損しても給水活動を継続できるよう、施設へ分岐する前の水道管から直接水を供給するための工事及び資機材の提供を、工事の実施が可能であった区内の避難所において実施した。区は、都から引き継いだ応急給水栓について、適切に維持管理を行う。

第2 生活用水等の確保

(1) 災害用給水所（深井戸）

区は、非常用発電機及び燃料を併設した井戸設備を区内13か所に整備するとともに、民間事業者等が所有する区内2か所の井戸設備について使用協定を締結している。

(2) 区内プール

区立学校のプール及び区内プールを生活用水として活用する。

改築又は大規模改修するプールについては、耐震化及び生活用水の確保を図るための整備を行う。

(3) 耐震性地下貯水槽

災害時の生活用水及び消防水利の確保のため、耐震性地下貯水槽を設置している。

当該貯水槽の蓋については、自主防災組織が消火用水として活用するにあたり省力化及び事故防止を図るため、利用しやすい鉄蓋（親子蓋）に改修している。

※ 耐震性地下貯水槽一覧【資料編p633参照】

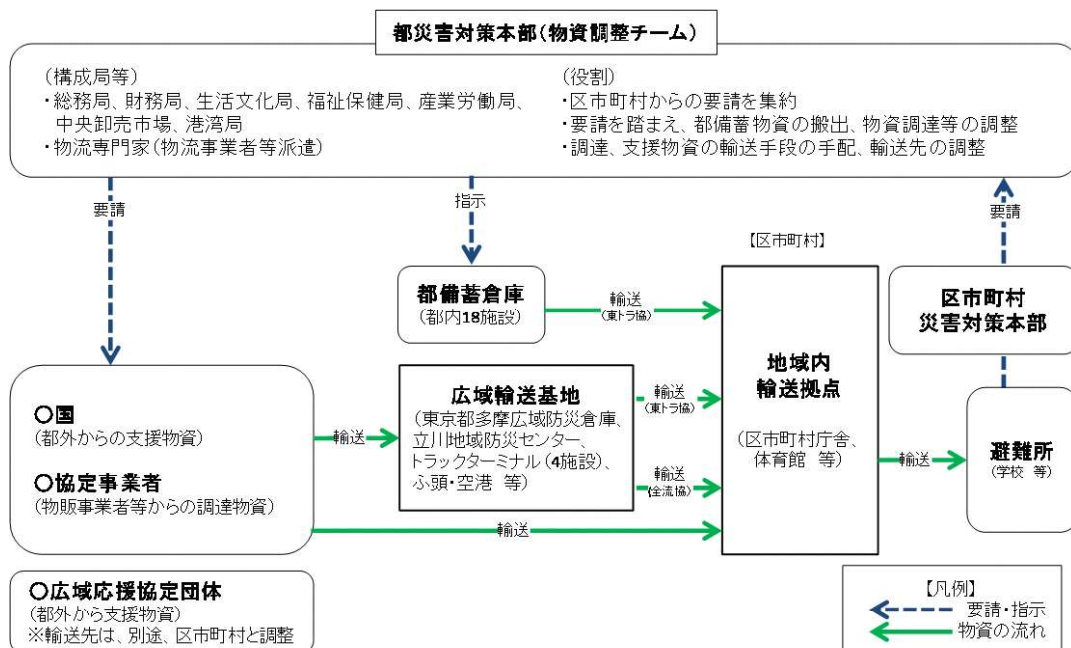
- (4) 災害時協力井戸
災害時に備えて、民間の所有する井戸を災害時協力井戸として指定している。
令和5(2023)年4月現在、101か所を指定している。
- (5) 事業者・家庭等での取組
事業者及び家庭は、災害の発生に備えて、日頃から水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。

3 備蓄倉庫及び物資拠点の整備

担当	危機管理室／地域振興部／福祉部／教育振興部／子ども未来部／都福祉保健局
----	-------------------------------------

- (1) 備蓄倉庫の確保及び平時における管理運営を行う。
- (2) 備蓄（都の事前寄託分を含む。）する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について、あらかじめ定める。
- (3) 区は、滝野川体育館、桐ヶ丘体育館及び赤羽体育館の3か所を、東京都から搬送される調達・応援物資を区内避難所等に搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ地域内輸送拠点として指定する。
- (4) 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録に努めるものとする。
- (5) 避難所として指定した学校は、分散備蓄の場所の確保を進めるよう努める。
- (6) 輸送拠点として活用可能な民間事業者が管理する施設を把握する。

【災害時における物資等の基本的な流れ】



出典：東京都災害時受援応援計画（東京都、平成30年1月）

第2部 施策ごとの具体的計画

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進【予防対策】

4 車両・舟艇等輸送機関の確保

担当	総務部／区民部
----	---------

第二次交通規制実施時には、緊急交通路に指定された道路では、一般車両の通行が禁止され、緊急通行車両を優先して通行させる。

区は、緊急通行車両の事前申請等、区保有車両の災害時利用に向けた管理を行う。

また、協定を締結している防災関係機関等の協力のもと、緊急輸送手段の調達先及び調達予定数を明確にし、定期的に調整を行うことにより、調達体制を整えておく。

【応急対策】

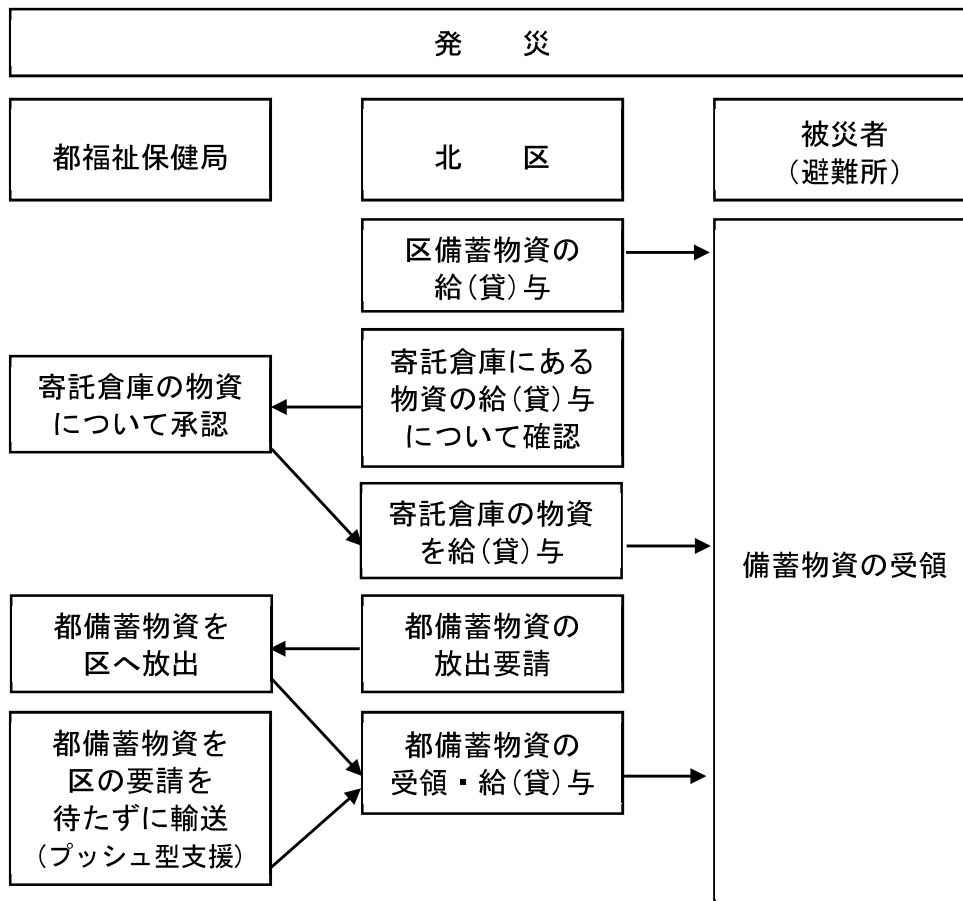
1 物資の供給

担当	(災対)総務部／(災対)地域振興部／(災対)区民部／(災対)福祉部／(災対)教育振興部／都福祉保健局／都港湾局
----	---

第1 基本方針

- (1) 災害時における被災者の生活維持のため、区は、被災者に対し、災害救助法の定める基準に従って備蓄物資を供給する。
- (2) 被災者に対して、区が所有する備蓄物資の供給の実施が困難な場合、区は、都に対し、都の事前寄託分の備蓄物資の供出等について要請する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告する。
- (3) 区は、協定を締結している防災関係機関等をはじめ、広く企業等に対しても、物資の供給について協力を依頼する。
- (4) 区は、**物資調達・輸送調整等支援**システムへの入力等により、都に備蓄物資の放出を要請し、地区内輸送拠点で受領する。

業務手順



第2 備蓄物資の供給

1. 供給の対象（原則）

- (1) 避難所にて把握された被災者
- (2) 開設した避難場所に集まった被災者

2. 供給期間の目途

原則として、発災直後から3日間程度

3. 避難場所での供給

- (1) 災対福祉部は、避難場所の状況により備蓄物資の供給が必要と認めたときは、区災対本部にその状況と必要数量等を報告する。
- (2) 災対本部長は、必要に応じて、区内各所の災害備蓄倉庫に備蓄している物資を、避難場所へ輸送し、被災者に提供するように命じる。

4. 避難所での供給

- (1) 自主防災組織、学校長及び区職員等で組織する避難所管理運営委員会等の判断で、備蓄室又は備蓄倉庫に備蓄している物資を被災者に供給できる。
- (2) 物資を供給する場合は、区災対本部に供給数量を報告する。
- (3) 災対本部長は、2～3日間、備蓄室又は備蓄倉庫に備蓄されている物資で対応できるように、利用数量の調整を行う。
- (4) 避難者等が多く、備蓄室又は備蓄倉庫の物資だけでは対応できないと判断した場合、災対本部長は、災害備蓄倉庫から不足分を輸送し、供給するように命じる。
- (5) 都福祉保健局より、事前配備されている寄託物資は、都福祉保健局長の承認を得て、被災者に提供する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告する。
- (6) 被災者に食品等の供給を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。
- (7) 食料の供給にあたっては、配布時間、食品名、数量、消費期限、製造者、異常の有無（におい、外観、容器の破れ等）、食物アレルギー物質の有無等をチェックする。また、配給食品チェック表等を作成する。
- (8) 夏季は食中毒が起りやすい時期であるため、「配給物の早期摂取」「食事前の手洗い」等を避難者に呼びかける。

5. 災害備蓄倉庫からの供給体制

災対区民部は、区災対本部の指示により、避難場所や避難所に物資を輸送する。

第3 調達物資の供給

1. 調達物資供給の対象

- (1) 避難所への避難者
- (2) 避難所にて把握された被災者
- (3) 医療救護所等への従事者

2. 供給期間の目途

- (1) 避難所において備蓄食料の不足が予想される4日目以降は、食料については原則として米飯の炊き出し等により提供を行う。
- (2) 生活必需品等の給（貸）与は、すべて世帯単位で行い、10日間程度を目途とする。
- (3) 物資調達の要請活動等については、備蓄数量の見通しに基づき速やかに対処する。

3. 都と区の連携

- (1) 区備蓄分の物資が不足する場合、状況により、都福祉保健局に要請する。
- (2) 都が調達した食料は、区が選定する地域内輸送拠点へ、調達業者等の協力を得て輸送する。
- (3) 他府県等からの応援物資等は、原則として広域輸送基地で引き継ぎ、都が区の指定する地域内輸送拠点に輸送する。
- (4) 被害の状況により、現地調達が適当と認められる場合は、区が現地調達する。

4. 区内業者による調達

- (1) 区と東京都米穀小売商業組合北支部の間で締結された「災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書」等、災害時における優先供給に関する協定に基づき、協定業者から必要な物資を調達する。
- (2) 区内小売店、コンビニエンスストア又はスーパーストアの各業者若しくは組合又は連合会に提供協力を依頼する。

5. 他自治体への要請

- (1) 区の応援協定市町である山形県酒田市、群馬県中之条町、群馬県甘楽町、群馬県前橋市及び埼玉県蓮田市に物資の調達を要請する。
- (2) 従前からの友好関係にある自治体にも要請を図る。
- (3) 野菜等の生鮮食料品の調達は、道路の復旧状況、区の受入体制、被災者の状況等総合的見地から判断し、輸送を要請する。
- (4) マスメディアを通じて広く全国に応援を呼びかける。

第2部 施策ごとの具体的計画

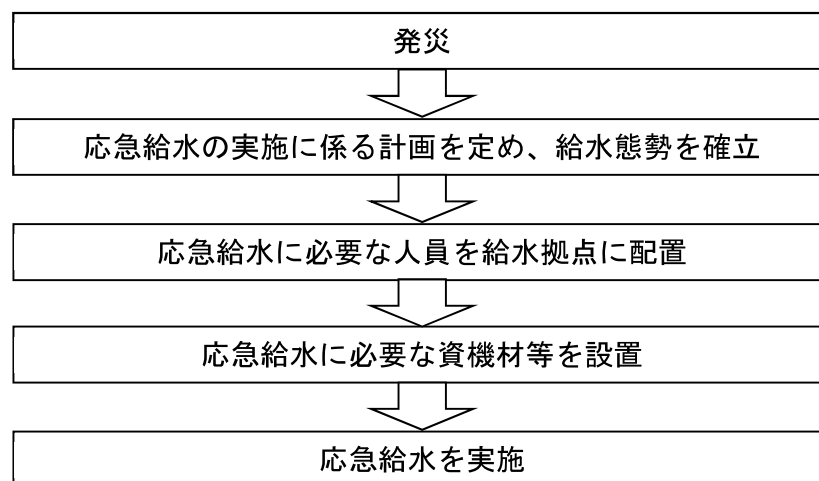
第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進【応急対策】

2 飲料水の供給

担当	(災対) 区民部／都水道局北部支所 北営業所
----	------------------------

建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、応急給水計画を策定し、都との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。

業務手順



第1 都による災害時の応急給水の方針

1. 災害時の応急給水の方法

- (1) 震災情報システム等により、迅速かつ的確に給水状況や区民の避難状況など必要な状況を把握する。
- (2) 浄水場(所)・給水所等の災害時給水ステーション(給水拠点)で区と協力して応急給水を行う。
- (3) 災害時給水ステーション(給水拠点)からの距離が概ね2km以上離れている避難場所等で、関係行政機関等から要請があり、必要と認められる場合には、車両輸送による応急給水を行う。給水車の要請が多数の場合は、原則、「病院等」「水を供給できない給水拠点」「避難所」の対応順位で、応急給水を行う。
- (4) 断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。
- (5) 避難所応急給水栓が設置されている場合は、区が応急給水用資器材を接続して応急給水を行う。

2. 医療施設等への応急給水

医療施設及び重症重度心身障害児(者)施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係行政機関から都災対本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。

第2 災害時給水ステーション(給水拠点等)での区と都の役割分担

- (1) 応急給水槽においては、区が応急給水に必要な資機材等の設置及び区民等への応急給水を行う。
- (2) 浄水場(所)・給水所等においては、都が応急給水に必要な資機材等を設置し、区が区民等への応急給水を行う。なお、都職員の参集を待たずに応急給水が行えるような施設の改造等を行った**災害時給水ステーション(給水拠点)**では、区が指定した住民による応急給水も可能である。
- (3) 飲料水を車両輸送する必要がある避難場所においては、都が区により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、区が区民等への応急給水を行う。
- (4) 区で緊急に飲料水を輸送する必要がある施設については、区有の給水車を活用し、応急給水を実施する。
- (5) 消火栓等を活用した応急給水については、応急給水用資機材を水道局が区(避難所等に配置)に貸与する。発災時、区が通水状況を水道局に確認した後、区や住民が応急給水用資機材を設置し応急給水を行う。
- (6) **避難所応急給水栓を活用した応急給水は、区が応急給水用資機材を設置し応急給水を行う。**

第3 飲料水の給水基準

災害時における飲料水の給水基準は、1日1人あたり3リットルとする。

第4 給水体制

- (1) 震災が発生した場合、都は、給水状況や住民の避難状況など必要な情報を震災情報システム等により迅速かつ的確に把握する。
- (2) 応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立する。
- (3) 給水拠点である浄水場(所)・給水所において、都水道局は、災害発生時に参集の上活動する要員をあらかじめ指定しており、震災時にはこれらの要員等と区が連携して、迅速な応急給水を実施する。
- (4) 車両輸送を必要とする医療施設等については、給水タンク等の応急給水用資機材を活用し、都水道局保有車両及び雇上車両などによって輸送する。
- (5) 道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、区において、受水槽の水、簡易型浄水器等によりろ過したプールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水**及び生活用水**の確保に努める。

※ 営業所保有の応急給水用資機材【資料編p637参照】

第5 北区の給水活動

- (1) 区は、給水計画**に基づき**、給水拠点での給水を実施する。その際、必要に応じて、仮設給水栓の設置を行う**とともに**、給水が必要な避難場所、避難所、医療救護所、被災現場等に、緊急に必要とされる飲料水**等**を給水する。

※ 災害時給水ステーション(給水拠点)別給水計画【資料編p631参照】

第2部 施策ごとの具体的計画

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進【応急対策】

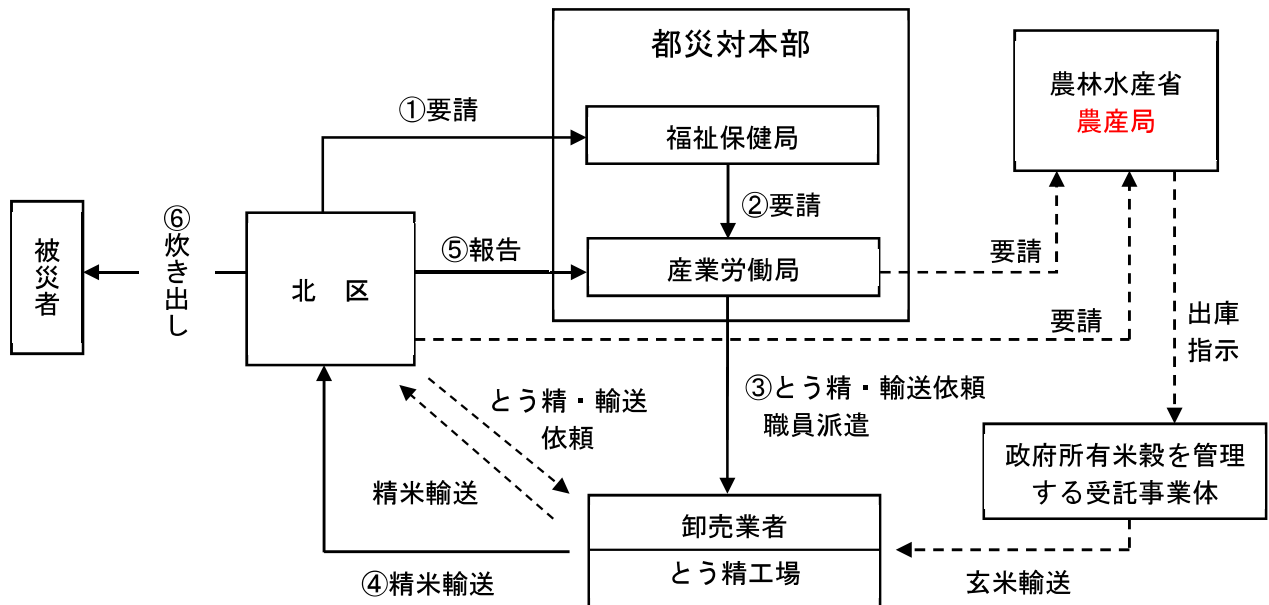
- (2) 区は、区が所有する給水車を使用し、各給水拠点から距離が離れた地区等において給水活動を実施する。
- (3) 1,500 t 応急給水槽では、飲料水自動袋詰機（ウォーターパッカー）を活用して飲料水を袋詰めし、効率的かつ衛生的な給水活動を行う。
- (4) 給水が可能な災害用給水所（深井戸）において、給水を行う。
- (5) 小・中学校に設置されている受水槽の水を利用する。
- (6) 貯留水・プールを使用する場合は、簡易型浄水器等を使用する。
- (7) 飲料水の輸送は、庁有車、雇上車等により輸送し、容器は備蓄している給水タンクを使用する。
- (8) 都水道局と連絡を密にし、相互協力し、給水活動の円滑化を図る。
- (9) 区で緊急に飲料水を輸送する必要がある施設については、区有の給水車を活用し、応急給水を実施する。

※ 給水資機材等【資料編p637参照】

3 物資の調達要請

担当	(災対) 総務部 / (災対) 地域振興部 / (災対) 区民部 / (災対) 福祉部 / (災対) 教育振興部
----	--

業務手順



※産業労働局と卸売業者で協定締結

- (1) 被災者に対する炊き出しその他による食品の給与のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。
- (2) 調達計画は、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

- (3) 震災時において実施する被災者に対する生活必需品等給(貸)与のため、調達(備蓄を含む。)計画を策定する。
- (4) 調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。
- (5) 災害救助法適用後、生活必需品等の給(貸)与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を**物資調達・輸送調整等支援システム**により都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。

4 救援物資の受入れ・配分

担当	(災対)総務部／(災対)地域振興部／(災対)区民部／(災対)福祉部／(災対)教育振興部
----	---

第1 地域内輸送拠点での活動

- (1) 総合的な情報は区災対本部において一括管理し、報道機関等の対応にあたる。
- (2) **被災状況により**、あらかじめ決めておいた地域内輸送拠点から変更の必要が生じた場合は、所定の様式により、都に報告する。
- (3) 指揮系統の混乱を避けるため、輸送班(災対区民部)は、区災対本部及び災対地域振興部の要請下に活動する。

第2 物資の配給・保管

- (1) 被災者への**物資**の配給は、原則として各避難所で行う。
- (2) 地域内輸送拠点間で物資を調整する必要がある場合、災対地域振興部は、地域内輸送拠点及び輸送班(災対区民部)に**必要な**連絡を行う。
- (3) 救援物資は、種類、量、保管場所等について管理する。
- (4) 地域内輸送拠点での**保管が**困難な物資は、区災対本部の指示により、備蓄倉庫へ転送し、一時保管する。

第3 不足物資の把握・調達

- (1) 災対地域振興部は、地域内輸送拠点の払い出し状況、救援物資の受入状況等を把握し、不足する流通物資の調達に努める。
- (2) 防災無線、**FAX**、自転車等、状況に応じた情報伝達手段を確保する。

5 義援物資の取扱い

担当	(災対) 総務部／(災対) 地域振興部／(災対) 区民部／北区社会福祉協議会 ／東京都北区市民活動推進機構
----	--

発災直後は、相当の混乱が予想されるため、受入体制が整備されるまでの期間は、義援物資の受入れは行わないものとする。受入体制が整備された後は、必要物資の状況を踏まえて受入れを検討する。

受入れを行う場合は、原則として提供する側が輸送手段を確保し、区が指定する場所まで輸送することを条件とする。また、需要がない物資や個人等からの小口・混載の物資については、受け入れないものとする。

なお、小口・品目が混載した義援物資の送付は控えるように適切に広報を行う。

中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告（平成24年7月31日）

「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」

6 輸送車両等の調達

担当	(災対) 総務部／(災対) 区民部／都本部
----	-----------------------

第1 災害時の輸送

- (1) 要配慮者を中心とした被災者の移送
- (2) 重傷者、重症患者、妊産婦の搬送
- (3) 物資の輸送
- (4) 活動要員の移動
- (5) 遺体捜索、処理、埋葬のための輸送
- (6) 緊急道路障害物除去に伴うがれき等の輸送

第2 緊急車両の調達

原則として以下の車両を緊急車両として調達する。

- (1) 区有車（緊急通行車両として事前に届出した車両）
- (2) 協力協定に基づく車両

所要車両が調達できない場合には、都へあつせんを要請する。

第3 調達手続

車両及び舟艇の調達手続きは次のとおりとする。なお、車両の不足や区内外での調達・あつせんに関しては都財務局へ、舟艇に関しては都港湾局に要請する。

- (1) 災対総務部：車両の確保を要請
東京都トラック協会北支部及び赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部に協定に基づく車両の確保を要請する。
- (2) 災対各部：輸送内容、車種、台数及び目的地の整理並びに車両の請求
輸送内容等の事項を整理したうえで、災対総務部に車両を請求する。
- (3) 災対総務部：車両の引渡し場所への配車要請
東京都トラック協会北支部及び赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部に引渡し場所までの配車を要請する。
- (4) 災対総務部：舟艇の所要数を確保
舟艇の運搬は、請求をした災対部が行う。

第4 自転車の調達

災害時における自転車の提供・修理を目的として、区の自転車商協同組合との協定等を検討する。

【復旧対策】

1 多様なニーズへの対応

担当	(災対)総務部／(災対)地域振興部／(災対)区民部／(災対)福祉部／(災対)教育振興部／(災対)子ども未来部／都福祉保健局
----	---

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子どもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

区は、ボランティア・市民活動団体等と連携しながら、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

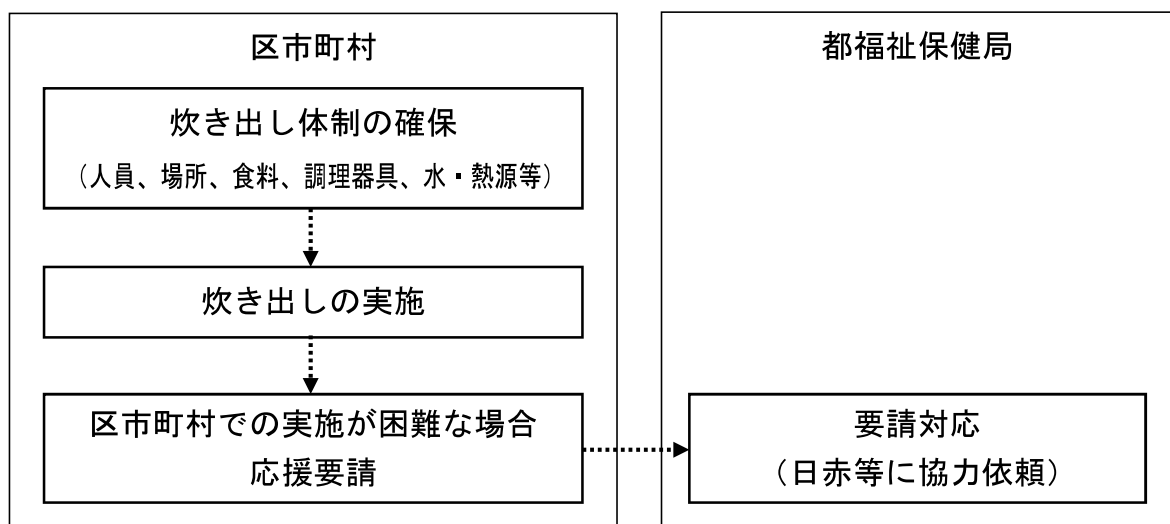
都は、広域の見地から区を補完するため、国・他道府県等からの支援物資の受入体制及び事業者からの調達体制を整えて、必要な物資の確保に努める。

企業、団体からの大口の義援物資について、上記の体制の中で受入れを検討する。

2 炊き出し

担当	(災対)総務部／(災対)地域振興部／(災対)区民部／(災対)福祉部／(災対)教育振興部／都福祉保健局
----	--

業務手順



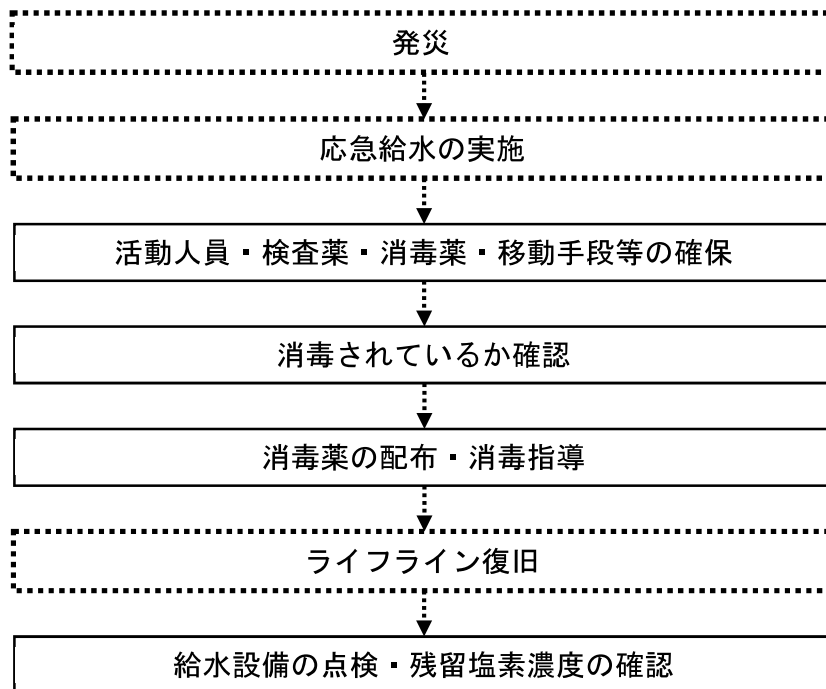
- (1) 道路障害除去が本格化し、輸送が可能と考えられるおよそ4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行う。
- (2) 炊き出しの必要がある場合は、主として各避難所（区立学校等）で行う。
- (3) 各避難所における炊き出しは、給食設備の利用について、学校職員等の協力のもと、自主防災組織等と連携を図り実施する。

- (4) 被災状況により、炊き出しその他による食品等の供給の実施が困難な場合は、炊き出し等について都に応援要請する。
- (5) 炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施する。

3 水の安全確保

担当	(災対) 医療衛生部
----	------------

業務手順



水の安全確保に係る区の業務

- (1) 区は、衛生監視職及び事務職から「防疫検水班」を編成し、飲料水の消毒及び消毒効果の確認を行う。
- (2) 被災家屋、避難所、下水及びその他要消毒場所（トイレやごみ保管場所等）の消毒を行い、又は消毒薬を配布して指導する。
- (3) 井戸が汚染された場合は、ただちにクロール石灰等による消毒を行う。それ以後は、区が直接消毒し、又は消毒薬を区民に配布して自主的に行わせ、消毒の実施後、防疫検水班が消毒の確認を行う。

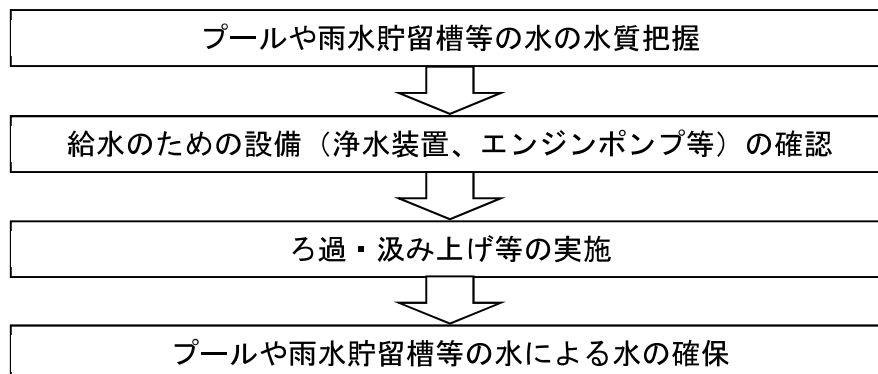
第2部 施策ごとの具体的計画

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進【復旧対策】

4 生活用水の確保

担当	(災対) 区民部
----	----------

業務手順



(1) 避難場所における対応

区は、雨水貯留槽、非常災害用井戸（深井戸及び災害時協力井戸）等によって生活用水を確保する。

(2) 避難所における対応

被災後、断水した場合、区は、学校のプール、非常災害用井戸等で確保した水を使用する。

(3) 事業者・家庭等における対応

上水機能に支障が発生している場合、区民及び事業者等は、汲み置き、河川水、非常災害用井戸等によって水を確保する。

5 物資の輸送

担当	(災対) 総務部／(災対) 区民部／(災対) 土木部／警察署／都交通局
----	-------------------------------------

(1) 都は、調達した食料及び生活必需品等は、広域輸送基地又は区が指定する地域内輸送拠点へ、調達業者等の協力を得て輸送する。

(2) 区は、地域内輸送拠点から避難所等へ物資を輸送する。

第11章 放射性物質対策

【基本方針】

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から220km離れている東京都においても、様々な影響を受けた。この間、北区においても、区民からの相談対応や放射線量の測定等、様々な対策を**実施した**ところである。

区は、今後、都内及び区内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、区民の放射性物質に対する不安を軽減するために、区における相談**体制**や放射線量の測定について対応できる**体制**を構築する。

予防対策
1 情報伝達態勢等の整備と区民への情報提供等
応急対策
1 情報連絡態勢
2 区民への情報提供等
復旧対策
1 保健医療活動
2 放射性物質への対応

【予防対策】

1 情報伝達体制等の整備と区民への情報提供等

担当	国／都／政策経営部／危機管理室／生活環境部／北区保健所／土木部／教育振興部／子ども未来部 等
----	--

区は、都内及び区内において放射性物質等による影響が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる情報伝達体制等を構築する。

- (1) 国や都からの情報について、円滑な区民への情報提供に努める。
- (2) 都及び区の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

【応急対策】

1 情報連絡体制

担当	(災対) 政策経営部 / (災対) 危機管理室 / (災対) 生活環境部 / (災対) 医療衛生部 / (災対) 土木部 / (災対) 教育振興部 / (災対) 子ども未来部 等
----	---

都内及び区内において放射性物質等による影響が生じた際に、円滑かつ的確に対応できるよう、区の体制を整備する。

1. 災害対策本部を設置した場合

- (1) 区災対本部の下に、区関係機関で構成する(仮称)放射性物質対策部会を設置する。
- (2) (仮称)放射性物質対策部会では、災対各部が連携した対応策を実施するため、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う。
- (3) (仮称)放射性物質対策部会の構成メンバーは、災対各部の担当者のほか、被害の状況により全庁的な対応をとれるよう柔軟に構成するものとする。
- (4) 対策部会の事務は、危機管理室が掌理する。

2. 災害対策本部を設置しない場合

- (1) (仮称)放射性物質対策連絡会議を設置する。
- (2) (仮称)放射性物質対策連絡会議の機能は、(仮称)放射性物質対策部会と同様とする。

2 区民への情報提供等

担当	(災対) 政策経営部 / (災対) 危機管理室 / (災対) 生活環境部 / (災対) 医療衛生部 / (災対) 土木部 / (災対) 教育振興部 / (災対) 子ども未来部 等
----	---

区は、放射線量や放射性物質の測定・検査を行い、その内容・結果を公表するとともに、関連する各種情報についても、ホームページ等を通じて区民に提供する。

また、都及び関係機関等との連絡を密にし、必要に応じて、区民に対する避難指示等の措置を実施する。

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故による放射性物質対策に関する区の対応は、以下のとおりであるが、今後は、被害等の状況により、必要に応じて、全庁的な対応を講じるものとする。

第2部 施策ごとの具体的計画
 第11章 放射線物質対策【応急対策】

(参考)

担 当	対応内容
生活環境部環境課	放射線測定に関すること
生活環境部リサイクル清掃課	災害廃棄物の受入れ
健康部健康推進課 北区保健所保健予防課	放射線に関する健康相談
北区保健所生活衛生課	飲用水・食品に関すること
土木部道路公園課	公園・児童遊園などの対応
教育振興部学校支援課・教育政策課	区立幼稚園、認定こども園、 小・中学校の対応
子ども未来部子ども未来課	児童館の対応
子ども未来部保育課	区立保育園の対応

【復旧対策】

1 保健医療活動

担当	(災対) 医療衛生部 等
----	--------------

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における区民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、健康相談に関する窓口を設置する。また、住民の求めに応じ、保健所等において外部被ばく線量等の測定等を実施する。

2 放射性物質への対応

担当	(災対) 生活環境部／(災対) 医療衛生部／(災対) 土木部／(災対) 教育振興部／(災対) 子ども未来部 等
----	---

放射性物質による環境汚染に関する都及び国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。